

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 6 9 1 号  
発行日 令和 2 年 1 月 6 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○条 例

- ・綾部市印鑑条例の一部改正  
(市民・国保課)・・・1
  - ・綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
(職員課)・・・2
  - ・綾部市職員の分限に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・13
  - ・職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・14
  - ・綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・15
  - ・綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・16
  - ・綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・20
  - ・綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・21
  - ・公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・22
  - ・綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・23
  - ・綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・24
  - ・綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正  
(職員課)・・・25
  - ・綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正  
(上水道課)・・・38
  - ・綾部市簡易水道条例の廃止  
(上水道課)・・・39
  - ・綾部市附属機関設置条例の一部改正  
(上水道課)・・・40
  - ・綾部市特別会計設置条例の一部改正  
(上水道課)・・・41
  - ・綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正  
(上水道課)・・・42
- ### ○規 則
- ・市長の事務を委任する規則の一部改正  
(上水道課)・・・43
  - ・綾部市簡易水道審議会規則の廃止  
(上水道課)・・・44
  - ・綾部市一般職職員の住居手当支給規則の一部改正  
(職員課)・・・45
  - ・綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正  
(職員課)・・・46



<ul style="list-style-type: none"> <li>・崩水路・農地、出ヶ下・蓮花坊水路、高岸水路・道路、南谷農地復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・182</li> <li>・尻坂水路・道路復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・192</li> <li>・兵谷・ケンカイ農地、ハトチ水路復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・202</li> <li>・市道繁地線外1線改良工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・212</li> <li>・綾部農業振興地域整備計画の変更に伴う縦覧について (農林課)・・・222</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会告示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度第11回綾部市教育委員会招集告示 ・・・236</li> </ul> </li> <li>○選挙管理委員会告示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 ・・・237</li> <li>・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 ・・・238</li> <li>・合併協議会設置協議についての投票請求に要する有権者総数の6分の1の数 ・・・239</li> </ul> </li> <li>○十倉財産区告示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾部市十倉財産区議会招集告示 ・・・240</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○上下水道事業管理規程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾部市上下水道部事務分掌規程の一部改正 (上水道課)・・・224</li> <li>・綾部市企業職員給与規程の一部改正 (上水道課)・・・225</li> <li>・綾部市上水道給水条例施行規程の一部改正 (上水道課)・・・230</li> <li>・綾部市下水道条例施行規程の一部改正 (上水道課)・・・231</li> <li>・綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程の一部改正 (上水道課)・・・232</li> <li>・綾部市農業集落排水施設条例施行規程の一部改正 (上水道課)・・・234</li> </ul> </li> </ul>	

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 4 号

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例

綾部市印鑑条例（昭和 5 0 年綾部市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第 4 条第 1 号中「備考欄に記録されている」を「備考欄に記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 7 条第 1 項第 5 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 5 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員（第 4 条—第 1 2 条）
- 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員（第 1 3 条—第 2 5 条）
- 第 4 章 雑則（第 2 6 条・第 2 7 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項、第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第 2 条 前条の給与とは、法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

（給与の支払）

第 3 条 この条例で定める給与は、他の条例に規定する場合のほか、通貨で、直接会計年度任用職員に、その全額を支払わなければならない。

2 給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替により支払うことができる。

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員

（給料表等）

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第 1 に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職務に応じて適用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その内容及び責任の度に基づき、これを給料

表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は別表第2に定める級別基準職務表により決定する。

3 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定めるところにより決定する。

(給料の支給)

第5条 綾部市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年綾部市条例第6号。以下「給与条例」という。)第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給について準用する。この場合において、同条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員に対する勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。

(給与の減額)

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)又は代休日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日(以下「祝日法による休日等」という。)である場合、12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)又は代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日(以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(通勤手当等)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給については、一般職職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第9条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する次の各号(基準日が12月1日である場合にあつては、第3号を除く。)に掲げるフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日(以下これらの日を「支給日」という。)に期末手当を支給する。

(1) 任期が6月以上であるフルタイム会計年度任用職員

(2) 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員のうち、その会計年度における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上(任命権者を同じくするものに限る。)である者

(3) 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員のうち、前会計年度の末日まで会計年度任用職員(任命権者を同じくするものに限る。)として任用され、かつ、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者であつて、前会計年度にお

ける任期（前会計年度の末日を含むものに限る。）と現在の任期の合計が6月以上であるもの

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給制限)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給制限については、一般職職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の一時差止め)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の一時差止めについては、一般職職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休職者の給与)

第12条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 法第28条第2項の規定により休職にされたフルタイム会計年度任用職員には、他の条例に別段の定めのない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員

(報酬の種類)

第13条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬及び夜間勤務報酬とする。

(基本報酬)

第14条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数がある

ときは、その端数を切り上げた額)とする。ただし、当該報酬の額が最低賃金法(昭和34年法律137号)第3条に規定する最低賃金額を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。

- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162,75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。ただし、当該報酬の額が最低賃金法第3条に規定する最低賃金額を下回る場合については、当該最低賃金額以上の額として市長が別に定める額とする。
- 4 前3項に規定する「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の度その他勤務に関する条件に照らして第4条の規定を適用して得た額をいう。
- 5 前4項の規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し、規則で定める職務を行うパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、日額については82,500円を、時間額については10,650円を、それぞれ超えない範囲内で規則で定める。

(基本報酬の支給)

第15条 給与条例第5条及び第6条の規定は、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給について準用する。この場合において、同条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

- 2 日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務日数又は勤務時間に応じて支給するものとし、毎月11日から翌月10日までの分を締切日の属する月の21日に支給するものとする。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第16条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第14条第1項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額

- 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第14条第2項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第14条第3項の規定による基本報酬の額

(基本報酬の減額)

第17条 第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に対する基本報酬の減額について準用する。この場合において、同条中「前条に規定する勤務1時間当たりの給与額」



とあるのは、「月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を、日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と読み替える。

(時間外勤務報酬)

第18条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

(休日勤務報酬)

第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた正規の勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間に相当する時間に対して、前項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務報酬)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜間勤務報酬として支給する。

(基本報酬以外の報酬の支給)

第21条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員については、第18条

から第20条までに規定する報酬は、一の報酬期間の分を次の報酬期間における基本報酬の支給日に支給する。

- 2 第15条第2項の規定は、日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対する第18条から第20条までに規定する報酬の支給について準用する。  
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 第9条から第11条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、第9条第3項中「給料の月額」とあるのは、「基本報酬の額(日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の退職者の給与)

第23条 第12条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に対する退職者の給与について準用する。

(通勤に要する費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げるものには、通勤に要する費用弁償として、一般職職員に支給される通勤手当との均衡を考慮して規則で定める額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外のパートタイム会計年度任用職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外のパートタイム会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外のパートタイム会計年度任用職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤に要する費用弁償は、支給単位期間(規則で定める通勤に要する費用弁償にあっては、規則で定める期間)に係る規則で定める日に支給する。

3 通勤に要する費用弁償を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤に要する費用弁償の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤に要する費用弁償にあっては、1か月）をいう。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤に要する費用弁償の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（公務のために旅行した場合における費用弁償）

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、綾部市職員等の旅費に関する条例（昭和28年綾部市条例第6号）の例により支給する。

#### 第4章 雑則

（端数計算）

第26条 この条例における端数は、次の各号による。

（1）時間外勤務手当等の計算に当たって1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満はこれを切り捨てるものとする。

（2）手当等の額は、第14条に規定する場合を除き、50銭未満の端数があるときはその端数金額は切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額は1円に切り上げるものとする。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

給 料 表

職務 の級	1 級		2 級	
	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円
	1	146,100		195,500
	2	147,200		197,300
	3	148,400		199,100
	4	149,500		200,900
	5	150,600		202,400
	6	151,700		204,200
	7	152,800		206,000
	8	153,900		207,800
	9	154,900		209,400
	10	156,300		211,200
	11	157,600		213,000
	12	158,900		214,800
	13	160,100		216,200
	14	161,600		218,000
	15	163,100		219,700
	16	164,700		221,500
	17	165,900		223,200
	18	167,400		224,900
	19	168,900		226,500
	20	170,400		228,100
	21	171,700		229,500
	22	174,400		231,200
	23	177,000		232,800
	24	179,600		234,400
	25	182,200		235,400
	26	183,900		236,900
	27	185,500		238,300
	28	187,200		239,500
	29	188,700		240,700
	30	190,400		241,900
	31	192,200		242,900
	32	193,900		244,100
	33	195,500		245,400
	34	196,900		246,400
	35	198,400		247,600
	36	199,900		248,900
	37	201,200		249,800
	38	202,500		251,100
	39	203,700		252,300
	40	205,000		253,600

41	206,300	255,000
42	207,600	256,400
43	208,900	257,600
44	210,200	258,800
45	211,300	260,000
46	212,600	261,200
47	213,900	262,500
48	215,200	263,600
49	216,300	264,700
50	217,400	265,800
51	218,400	267,100
52	219,500	268,400
53	220,600	269,400
54	221,600	270,500
55	222,500	271,800
56	223,500	273,100
57	223,800	274,000
58	224,600	275,000
59	225,400	275,900
60	226,100	277,000
61	226,800	278,100
62	227,800	279,100
63	228,600	280,000
64	229,400	281,000
65	230,100	281,500
66	230,800	282,400
67	231,700	283,100
68	232,700	284,000
69	233,400	285,000
70	234,000	285,800
71	234,500	286,600
72	235,200	287,400
73	236,000	288,200
74	236,600	288,700
75	237,200	289,100
76	237,700	289,600
77	238,400	289,800
78	239,100	290,100
79	239,800	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800

85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
124		303, 900
125		304, 200

別表第 2（第 4 条関係）

級 別 基 準 職 務 表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務で規則で定めるもの
2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務で規則で定めるもの

綾部市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 6 号

綾部市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の分限に関する条例（昭和 2 8 年綾部市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「こえない」を「超えない」に改め、「範囲内」の次に「（法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあつては、任命権者が定める任期の範囲内）」を加え、同条第 5 項中「すみやかに」を「速やかに」改める。

第 8 条の見出し中「臨時的職員」を「臨時的任用職員」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 7 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「給料」の次に「の月額（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては、基本報酬の額）」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 8 号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(法第 2 2 条第 5 項の規定に基づき臨時的に任用される職員を除く。以下同じ。)」を削る。

第 2 条第 2 項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等）

第 1 8 条 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び法第 2 2 条の 3 第 1 項に規定する臨時的任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 9 号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (3) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）以外の会計年度任用職員

ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である会計年度任用職員

(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている会計年度任用職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 3 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日）

第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において、当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
- ア 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合  
（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）
- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末

日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合  
第3条に次の2号を加える。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第1項及び第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用職員

第10条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該会計年度任用職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

第11条に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年綾部市条例第95号)第7条及び第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第6条又は第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月24日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 100号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年綾部市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第4号中「または」を「又は」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（5）給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月24日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第101号

綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法第28条の5第1項」を「地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 102 号

公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例（平成 14 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 1 項」を削り、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第 11 条第 3 号中「第 1 項」を削り、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第103号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年綾部市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」」に改める。

第2条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」」を「「100分の130」とあるのは「100分の170」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第104号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年綾部市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」」に改める。

第2条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」」を「「100分の130」とあるのは、「100分の170」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。  
（その他）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 0 5 号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 7 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 9 7 . 5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000

条 例

	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			

条 例

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,300			
95		295,200	343,100	381,600			
96		295,600	343,500	381,900			
97		295,800	343,700	382,200			
98		296,100	344,100	382,500			
99		296,500	344,500	382,800			
100		296,900	344,800	383,100			
101		297,100	345,100	383,400			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000
	2	161,500	177,900	295,600
	3	163,000	180,000	298,500
	4	164,500	182,200	300,900
	5	166,100	184,200	303,400
	6	168,000	186,400	305,700
	7	169,800	188,600	308,000
	8	171,600	190,800	310,400
	9	173,300	193,000	312,800
	10	175,400	195,800	315,200
	11	177,400	198,500	317,900
	12	179,400	201,200	320,800
	13	181,300	204,000	323,200
	14	183,500	205,700	325,100
	15	185,700	207,300	327,000
	16	187,900	209,000	329,100
	17	190,100	210,800	331,100
	18	192,700	212,400	333,300
	19	195,200	214,100	335,400
	20	197,700	215,700	337,400
	21	200,200	217,500	339,600
	22	201,900	219,400	341,500
	23	203,600	221,300	343,700
	24	205,300	223,200	345,800
	25	206,800	224,700	347,500
	26	208,200	226,700	349,300
	27	209,800	228,700	351,200
	28	211,300	230,700	353,100
	29	213,000	232,500	354,900
	30	214,700	235,200	356,700
	31	216,400	237,900	358,400
	32	218,100	240,600	360,300
	33	219,400	243,200	361,600
	34	221,100	246,000	363,300
	35	222,800	248,600	364,800
	36	224,500	251,300	366,600
	37	225,900	253,800	368,500
	38	227,600	256,200	370,000
	39	229,300	258,700	371,300
	40	231,000	261,000	372,900



	41	232,600	263,600	374,000
	42	234,300	266,000	375,400
	43	235,900	268,200	376,800
	44	237,500	270,400	378,300
	45	239,200	272,500	379,700
	46	240,700	274,700	381,300
	47	242,000	276,900	382,900
	48	243,400	278,800	384,400
	49	244,600	281,100	385,800
	50	246,000	283,000	387,300
	51	247,400	284,900	388,800
	52	248,600	286,900	390,200
	53	249,700	288,600	391,400
	54	251,100	290,900	392,700
	55	252,300	293,200	393,800
	56	253,300	295,700	394,900
	57	254,500	297,700	396,300
	58	255,700	300,100	397,500
	59	256,800	302,300	398,700
	60	258,000	304,900	400,000
	61	259,400	307,200	401,200
	62	260,200	309,600	402,200
	63	261,400	311,900	403,600
	64	262,300	314,100	404,900
	65	263,300	316,300	406,100
	66	264,700	318,300	407,200
	67	265,800	320,300	408,400
	68	267,100	322,300	409,500
	69	268,700	324,200	410,500
	70	270,200	326,300	411,700
	71	271,500	328,400	412,900
	72	272,900	330,400	414,100
再任 用職 員以 外の 職員	73	273,900	332,500	414,700
	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600

85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	

	129		397,000	
	130		397,600	
	131		398,100	
	132		398,600	
	133		398,900	
	134		399,200	
	135		399,500	
	136		399,800	
	137		400,100	
	138		400,400	
	139		400,700	
	140		401,000	
	141		401,300	
	142		401,600	
	143		401,900	
	144		402,200	
	145		402,400	
	146		402,700	
	147		403,000	
	148		403,200	
	149		403,400	
	150		403,700	
	151		404,000	
	152		404,200	
	153		404,400	
	154		404,700	
	155		405,000	
	156		405,200	
	157		405,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

第2条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「（法第22条の2第1項に規定する職員を除く。以下「職員」という。）」を加える。

第11条の3第1項各号列記以外の部分中「12,000円」を「16,000円」に、「当該各号に掲げる額」を「当該各号に定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改め、同条第2項中「12,000円」を「16,000円」に、「前項に掲げる額」を「前項に定める額」に改める。

第19条の4第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第19条の7第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第19条の7第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

（号給の切替）

第2条 平成31年4月1日（以下この条において「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1に掲げられている職務の級であるものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第1の新号給欄に定める号給とする。

（切替期間における異動者の号給等）

第3条 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給、給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、市長が定める。

（給与の内払）

第4条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の

内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第5条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第11条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他)

第6条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表第 1

1 級	
旧号給	新号給
2 1	1
2 2	2
2 3	3
2 4	4
2 5	5
2 6	6
2 7	7
2 8	8
2 9	9
3 0	1 0
3 1	1 1
3 2	1 2
3 3	1 3
3 4	1 4
3 5	1 5
3 6	1 6
3 7	1 7
3 8	1 8
3 9	1 9
4 0	2 0
4 1	2 1
4 2	2 2
4 3	2 3
4 4	2 4
4 5	2 5
4 6	2 6
4 7	2 7
4 8	2 8
4 9	2 9
5 0	3 0
5 1	3 1
5 2	3 2
5 3	3 3
5 4	3 4
5 5	3 5

5 6	3 6
5 7	3 7
5 8	3 8
5 9	3 9
6 0	4 0
6 1	4 1
6 2	4 2
6 3	4 3
6 4	4 4
6 5	4 5
6 6	4 6
6 7	4 7
6 8	4 8
6 9	4 9
7 0	5 0
7 1	5 1
7 2	5 2
7 3	5 3
7 4	5 4
7 5	5 5
7 6	5 6
7 7	5 7
7 8	5 8
7 9	5 9
8 0	6 0
8 1	6 1
8 2	6 2
8 3	6 3
8 4	6 4
8 5	6 5
8 6	6 6
8 7	6 7
8 8	6 8
8 9	6 9
9 0	7 0
9 1	7 1
9 2	7 2
9 3	7 3

9 4	7 4
9 5	7 5
9 6	7 6
9 7	7 7
9 8	7 8
9 9	7 9
1 0 0	8 0
1 0 1	8 1
1 0 2	8 2
1 0 3	8 3
1 0 4	8 4
1 0 5	8 5
1 0 6	8 6
1 0 7	8 7
1 0 8	8 8
1 0 9	8 9
1 1 0	9 0
1 1 1	9 1
1 1 2	9 2
1 1 3	9 3



綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月24日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第106号

綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年綾部市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「館町」を「館町」に改め、「下替地町」の次に「・於与岐町・五泉町・五津合町・十倉志茂町・十倉中町・十倉名畑町・十倉向町・井根町・武吉町・佃町・忠町・戸奈瀬町・東山町・鷹栖町・橋上町・広瀬町・旭町・釜輪町・睦寄町・八津合町・睦合町・上杉町・梅迫町」を加え、同条第3項中「34, 620人」を「33, 500人」に改め、同条第4項中「22, 200立方メートル」を「18, 100立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市簡易水道条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 0 7 号

綾部市簡易水道条例を廃止する条例

綾部市簡易水道条例（昭和 4 5 年綾部市条例第 1 9 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の綾部市簡易水道条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ綾部市上水道給水条例（昭和 4 4 年綾部市条例第 1 0 号）の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、旧条例の規定により徴収する使用料、分担金、手数料その他の費用の取扱いについては、なお従前の例による。

綾部市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 0 8 号

綾部市附属機関設置条例の一部を改正する条例

綾部市附属機関設置条例（昭和 4 6 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。  
別表中

「

綾部市医療問題協議会	医療問題に関して市長の諮問に応じ意見を答申する事務	を
綾部市簡易水道審議会	綾部市簡易水道の運営管理に関して、市長の諮問に応じ意見を答申する事務	

」

「

綾部市医療問題協議会	医療問題に関して市長の諮問に応じ意見を答申する事務	に
------------	---------------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 0 9 号

綾部市特別会計設置条例の一部を改正する条例

綾部市特別会計設置条例（昭和 3 9 年綾部市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 条中「第 2 号」を「第 1 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 綾部市簡易水道特別会計に係る令和元年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

3 綾部市簡易水道特別会計に係る令和元年度の決算上の剰余又は不足並びに債権、債務及び資産は、綾部市上水道事業会計に引き継ぐものとする。

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例 1 1 0 号

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「簡易水道以外の水道の」を削り、同条第 2 項中「簡易水道又は 1 日最大給水量が 1, 0 0 0 立方メートル以下である専用水道については、前項第 1 号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項」を「1 日最大給水量が 1, 0 0 0 立方メートル以下である専用水道については、前項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 5 号

市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則

市長の事務を委任する規則（昭和 2 6 年綾部市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「簡易水道事業」を「簡易専用水道管理運営指導」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市簡易水道審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 6 号

綾部市簡易水道審議会規則を廃止する規則

綾部市簡易水道審議会規則（昭和 4 9 年綾部市規則 2 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 7 号

綾部市一般職職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の住居手当支給規則（昭和 4 6 年綾部市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「1 2, 0 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 68 号

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 33 年綾部市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

行政職給料表	大学 4 卒	1 級 4 5 号給
	短大 2 卒	1 級 3 5 号給
	高校 3 卒	1 級 2 5 号給
	中学卒	1 級 1 3 号給

を

」

「

行政職給料表	大学 4 卒	1 級 2 5 号給
	短大 2 卒	1 級 1 5 号給
	高校 3 卒	1 級 5 号給

に

」

改める。

別表第 3 のアの表を次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1

規 則

6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	2	2	1
1 1	1	1	1	3	3	1
1 2	1	1	1	4	4	1
1 3	1	1	1	5	5	1
1 4	1	1	1	6	6	2
1 5	1	1	1	7	7	3
1 6	1	1	1	8	8	4
1 7	1	1	1	9	9	5
1 8	1	2	2	1 0	1 0	6
1 9	1	3	3	1 1	1 1	7
2 0	1	4	4	1 2	1 2	8
2 1	1	5	5	1 3	1 3	9
2 2	1	6	6	1 4	1 4	1 0
2 3	1	7	7	1 5	1 5	1 1
2 4	1	8	8	1 6	1 6	1 2
2 5	1	9	9	1 7	1 7	1 3
2 6	1	1 0	1 0	1 8	1 8	1 4
2 7	1	1 1	1 1	1 9	1 9	1 5
2 8	1	1 2	1 2	2 0	2 0	1 6
2 9	1	1 3	1 3	2 1	2 1	1 7
3 0	1	1 4	1 4	2 2	2 2	1 8
3 1	1	1 5	1 5	2 3	2 3	1 9
3 2	1	1 6	1 6	2 4	2 4	2 0
3 3	1	1 7	1 7	2 5	2 5	2 1
3 4	2	1 8	1 8	2 6	2 6	2 1

規 則

3 5	3	1 9	1 9	2 7	2 7	2 2
3 6	4	2 0	2 0	2 8	2 8	2 2
3 7	5	2 1	2 1	2 9	2 9	2 3
3 8	6	2 2	2 2	3 0	3 0	2 3
3 9	7	2 3	2 3	3 1	3 1	2 4
4 0	8	2 4	2 4	3 2	3 2	2 4
4 1	9	2 5	2 5	3 3	3 3	2 5
4 2	1 0	2 6	2 6	3 4	3 4	2 5
4 3	1 1	2 7	2 7	3 5	3 5	2 6
4 4	1 2	2 8	2 8	3 6	3 6	2 6
4 5	1 3	2 9	2 9	3 7	3 7	2 7
4 6	1 4	3 0	3 0	3 8	3 8	2 7
4 7	1 5	3 1	3 1	3 9	3 9	2 8
4 8	1 6	3 2	3 2	4 0	4 0	2 8
4 9	1 7	3 3	3 3	4 1	4 1	2 9
5 0	1 8	3 4	3 4	4 2	4 1	2 9
5 1	1 9	3 5	3 5	4 3	4 2	2 9
5 2	2 0	3 6	3 6	4 4	4 2	2 9
5 3	2 1	3 7	3 7	4 5	4 3	3 0
5 4	2 2	3 8	3 8	4 6	4 3	3 0
5 5	2 3	3 9	3 9	4 7	4 4	3 0
5 6	2 4	4 0	4 0	4 8	4 4	3 0
5 7	2 5	4 1	4 1	4 9	4 5	3 1
5 8	2 5	4 1	4 2	5 0	4 5	3 1
5 9	2 6	4 2	4 3	5 1	4 6	3 1
6 0	2 6	4 2	4 4	5 2	4 6	3 1
6 1	2 7	4 3	4 5	5 3	4 7	3 1
6 2	2 7	4 3	4 5	5 4	4 7	3 1
6 3	2 8	4 4	4 5	5 5	4 8	3 1

規 則

6 4	2 8	4 4	4 6	5 6	4 8	3 1
6 5	2 9	4 5	4 6	5 7	4 9	3 1
6 6	2 9	4 5	4 6	5 8	4 9	3 1
6 7	3 0	4 6	4 7	5 9	5 0	3 1
6 8	3 0	4 6	4 7	6 0	5 0	3 2
6 9	3 1	4 7	4 7	6 1	5 0	3 2
7 0	3 1	4 7	4 8	6 2	5 0	3 2
7 1	3 2	4 8	4 8	6 3	5 0	3 2
7 2	3 2	4 8	4 8	6 4	5 0	3 2
7 3	3 3	4 9	4 9	6 5	5 0	3 2
7 4	3 3	4 9	4 9	6 6	5 0	3 2
7 5	3 4	4 9	4 9	6 7	5 0	3 2
7 6	3 4	4 9	5 0	6 8	5 0	3 2
7 7	3 5	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
7 8	3 5	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
7 9	3 6	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
8 0	3 6	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
8 1	3 7	5 1	5 1	6 9	5 1	3 3
8 2	3 7	5 1	5 2	6 9	5 1	3 3
8 3	3 8	5 1	5 2	6 9	5 1	3 4
8 4	3 8	5 1	5 2	6 9	5 1	3 4
8 5	3 9	5 2	5 3	6 9	5 1	3 5
8 6	3 9	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 7	4 0	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 8	4 0	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 9	4 1	5 3	5 4	7 1	5 2	
9 0	4 1	5 3	5 4	7 2	5 2	
9 1	4 2	5 3	5 4	7 3	5 2	
9 2	4 2	5 3	5 4	7 4	5 2	

規 則

9 3	4 3	5 3	5 5	7 5	5 3	
9 4		5 4	5 5	7 6		
9 5		5 4	5 5	7 7		
9 6		5 4	5 5	7 8		
9 7		5 4	5 5	7 9		
9 8		5 4	5 6	8 0		
9 9		5 5	5 6	8 1		
1 0 0		5 5	5 6	8 2		
1 0 1		5 5	5 6	8 3		
1 0 2		5 5	5 6			
1 0 3		5 5	5 7			
1 0 4		5 6	5 7			
1 0 5		5 6	5 7			
1 0 6		5 6	5 7			
1 0 7		5 6	5 7			
1 0 8		5 6	5 8			
1 0 9		5 6	5 8			
1 1 0		5 7	5 8			
1 1 1		5 7	5 8			
1 1 2		5 7	5 8			
1 1 3		5 7	5 9			
1 1 4		5 7				
1 1 5		5 7				
1 1 6		5 8				
1 1 7		5 8				
1 1 8		5 8				
1 1 9		5 8				
1 2 0		5 8				
1 2 1		5 8				

1 2 2		5 9				
1 2 3		5 9				
1 2 4		5 9				
1 2 5		5 9				

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 9 号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

住宅使用料等の収納	建築課長	〃	
簡易水道分担金及び使用料等の収納及び保管	綾部市上下水道事業会計規程（平成 2 6 年綾部市水道事業管理規程第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により企業出納員とされる上水道課長	〃	

を

「

住宅使用料等の収納	建築課長	〃	
-----------	------	---	--

に

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市簡易水道条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 7 0 号

綾部市簡易水道条例施行規則の一部を改正する等の規則

(綾部市簡易水道条例施行規則の一部改正)

第 1 条 綾部市簡易水道条例施行規則（昭和 5 0 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号ア及び第 2 号中「1 年以内ごとに 1 回、定期に」を「毎年 1 回以上定期に」に改める。

(綾部市簡易水道条例施行規則の廃止)

第 2 条 綾部市簡易水道条例施行規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による廃止前の綾部市簡易水道条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれ綾部市上水道給水条例施行規程（昭和 6 1 年綾部市水道事業管理規程第 2 0 号）の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、廃止前の同規則の規定により徴収する委託料の取扱いについては、なお従前の例による。



綾部市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 7 1 号

綾部市消防団規則の一部を改正する規則

綾部市消防団規則（昭和 5 4 年綾部市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。  
別表豊里分団の項中「館町」を「館町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第210号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和元年 12月3日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 元年 5月10日	綾0108-21002	昭和34年11月20日
平成30年 4月 1日	綾0402-21006	昭和47年 6月 9日
平成30年 4月 1日	綾0407-32019	昭和23年11月30日
平成31年 3月 1日	綾0803-11010	昭和27年 7月28日
平成30年 4月 1日	綾0827-31002	昭和27年11月21日
令和 元年 8月20日	綾0830-83001	昭和44年12月30日
平成30年 4月 1日	綾0903-65014	昭和49年 6月26日
平成30年 4月 1日	綾0903-73008	平成14年 9月20日
平成30年 4月 1日	綾0908-85007	昭和25年 9月27日

綾部市告示第 2 1 1 号

綾部市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 1 号中「こと又は」を「者と」に改める。

第 4 条に次の 1 号を加える。

( 1 4 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

第 5 条第 1 項中「課されないこととなる者」の次に「、同法第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 2 9 5 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 2 9 2 条第 1 項第 1 2 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 2 9 5 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）」を、「1 0 0, 0 0 0 円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 1 2 か月については、月額 1 4 0, 0 0 0 円）」を加え、同条第 2 項中「7 0, 5 0 0 円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 1 2 か月については、月額 1 1 0, 5 0 0 円）」を加え、同条第 3 項中「3 年」を「4 年」に改める。

様式第 1 号（表面）中

「

本給付金と同時に利用する 給付金・貸付金	
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) <span style="float: right;">㊟</span>

を

」

「

本給付金と同時に利用する 給付金・貸付金	
-------------------------	--

に

」

改め、「・製菓衛生師」の次に「・その他（ ）」を加え、

「

(備考)
------

を

「

児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊞
(備考)	

に

」

改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について				
1	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
2	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
3	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
4	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
5	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
上記に記載した者のうち、婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻していない者がいる場合、該当する番号にレ点をしてください。 ※婚姻とは民法（明治29年法律第89号）上の婚姻。				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
(備考)				

(注意)

- 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。  
(添付書類)
- 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者のうち70歳以上の者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある場合にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- 当該対象者及び当該対象者と同一世帯に属する者が、寡婦控除又は寡夫控除みなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、みなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本及び対象者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- 対象養成訓練修了後に修業した養成機関の長が発行する養成訓練修了証明書
- その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市高等職業訓練修了支援給付金の支給の決定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住 所  
氏 名





(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について				
1	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
2	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
3	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
4	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
5	フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		続 柄	
	個人番号		申請者の地方税上の扶養親族に該当・非該当	
上記に記載した者のうち、婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻していない者がいる場合、該当する番号にレ点をしてください。 ※婚姻とは民法（明治29年法律第89号）上の婚姻。				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
(備考)				

(注意)

- 「本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(添付書類)

- 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者のうち70歳以上の者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある場合にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- 当該対象者及び当該対象者と同一世帯に属する者が、寡婦控除又は寡夫控除みなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、みなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本及び対象者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- 養成機関に入校（入所）していることを証する書類
- その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市高等職業訓練促進給付金の支給の決定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住 所  
氏 名

印

様式第 2 号、様式第 2 号の 2 並びに様式第 4 号中「・製菓衛生師」の次に「・その他  
( )」を加える。

附 則

この告示は、令和元年 1 2 月 3 日から施行する。



綾部市告示第 2 1 2 号

綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 1 号中「こと又は」を「者と」に改める。

第 4 条各号を次のように改める。

- (1) 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて府に協議して対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて府に協議して対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて府に協議して対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

第 5 条第 1 項第 1 号中「雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 5 0 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）」を「一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金」に改め、「できない対象者」の次に「（前条第 1 号及び第 2 号の講座を受講する者）」を加え、同項第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、「一般教育訓練給付金」の次に「又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給者（前条第 3 号の講座を受講する者）が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た額（その額が修学年数に 2 0 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 2 0 万円を乗じて得た額（その額が 8 0 万円を超えるときは、8 0 万円））

第 5 条第 2 項中「同項第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加え、「同項第 2 号」を「同項第 3 号」に改める。

第 7 条第 3 項中「受講修了日」の次に「（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）」を加

える。

様式第 1 号（表面）中

「

公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格がある・ない		
資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが		ある・ない
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが		ある・ない
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名) ㊞		
(備考)			

を

「

公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが		ある・ない
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが		ある・ない
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意 7 参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名		
	個人番号		
	住所（別居の場合）		申請者の地方税上の扶養親族に該当する・しない
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名) ㊞		
(備考)			

に

改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合や受講の途中でやめた場合、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて「綾部市自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号）」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。
- 7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。  
(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。  
(2) 婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻していない。  
※ 婚姻とは民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。
- 8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。  
(添付書類)
  - 1 当該申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
  - 2 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者のうち70歳以上の者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある場合にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
  - 3 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
  - 4 受講しようとする講座が確認できる書類
  - 5 その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座の指定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住 所

氏 名

㊦

様式第 2 号中「6 割相当額（限度 2 0 万円）」を「6 割相当額」に、

「

雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から当該一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

を

」

「

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 2 0 万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 2 0 万円を乗じた額ですが、限度額は 8 0 万円です。

に、

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

」

「受講修了日の翌日から 3 0 日以内に」を「受講修了日後に」に改める。

様式第 3 号（表面）中

「

雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他
	支店名	口座番号
	口座名義（フリガナ）	
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名) ㊞	
(備考)		

を

」

「

雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他
	支店名	口座番号
	口座名義（フリガナ）	

告 示

申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意2参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日 ( 歳)	に
	氏 名			
	個人番号			
	住所(別居の場合)			
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない			
児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名) ㊞			

改め、同様式(裏面)を次のように改める。

(裏面)

(注意)

1 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。

2 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

(2) 婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻していない。

※ 婚姻とは民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。

3 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(添付書類)

1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

2 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者のうち70歳以上の者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある場合にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

3 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

4 綾部市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

5 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練証明書

6 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

7 訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

8 その他市長が必要と認める書類

同 意 書

綾部市自立支援教育訓練給付金の支給の決定のため、私及び私の世帯の課税状況について、綾部市が確認することについて同意します。

住 所

氏 名

㊟

附 則

この告示は、令和元年12月3日から施行する。

綾部市告示第 2 1 3 号

綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和元年 1 2 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、教育・保育認定保護者の経済的負担を軽減するため、満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育認定保護者が特定教育・保育施設等に支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用（以下「副食費」という。）を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (2) 教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (3) 特定教育・保育施設等 法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設又は法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (4) 特定教育・保育等 法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 2 8 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育又は法第 3 0 条第 1 項第 3 号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に居住する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法第 1 9 条第 1 項第 2 号に規定する教育・保育給付認定子ども（綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに規定する者を除く。次条において同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者
- (2) 満 1 8 歳未満の児童（ただし、1 8 歳に達する日以降最初の 3 月 3 1 日までの間を含む。）が 3 人以上いる世帯の第 3 子以降の子どもに係る教育・保育給付認定保護者



- (3) 市民税所得割合算額が57,700円以上169,000円未満に該当する教育・保育給付認定保護者  
(助成の範囲)

第4条 助成の対象となる副食費は、法第19条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子どものうち、満18歳未満の児童（ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。）から数えて第3子以降の子どもが特定教育・保育施設等から特定教育・保育等を受けた場合において当該助成対象者が特定教育・保育施設等に支払うべき副食費とし、法第19条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子ども1人当たり月額4,500円を助成限度額とする。

(助成の方法)

第5条 助成の方法は、市が設置者又は事業者である特定教育・保育施設等にあつては助成対象者に係る副食費の支払を免除することによって行い、それ以外の特定教育・保育施設等にあつては助成対象者に係る副食費の額を免除し、その支払を免除する特定教育・保育施設等に対して、当該免除した副食費の額に相当する額（その額が前条の助成限度額を超える場合にあつては、当該助成限度額。以下この条及び次条において同じ。）を市が支払うことによって行うものとする。

(特定教育・保育施設等に対する支払手続)

第6条 前条の規定により免除した副食費の額に相当する額の支払を受けようとする特定教育・保育施設等は、市に請求するものとする。

2 前項の請求をする特定教育・保育施設等は、当該請求の際、免除した副食費の額を証する書類を提出しなければならない。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により第5条の規定による支払を受けた者があるときは、その者に対し、その支払った額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、副食費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和元年12月16日から施行し、令和元年10月1日以後に発生する副食費の助成から適用する。

綾部市告示第 2 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和元年 1 2 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和元年度綾部市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和元年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和元年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 4 令和元年度綾部市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 令和元年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和元年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 令和元年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 8 令和元年度綾部市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 2 1 5 号

綾部市税等口座振替収納事務取扱要領（平成 1 5 年綾部市告示第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項中「、簡易水道使用料」を「、保育園副食費」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 1 6 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和元年 9 月末における公営企業会計の業務の状況について、別紙のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

# 令和元年度

## 綾部市上水道事業会計上期業務報告書

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

## 1 事業の概要

- (1) 業務量について、給水戸数は12,939戸で、前年同期に比べ53戸増加しました。総給水量は1,504,086立方メートルで、前年同期に比べ31,318立方メートル、2.0パーセント減少しました。令和元年度の総給水予定量3,223,000立方メートルに対する執行率は、46.7パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額403,659千円（予算額881,389千円）で執行率45.8パーセント、支出では、執行額304,019千円（予算額806,255千円）で執行率37.7パーセント、収支差額は、99,640千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額8,330千円（予算額9,460千円）で執行率88.1パーセント、支出では、執行額98,223千円（予算額389,054千円）で執行率25.2パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、27,404千円（予算額123,000千円）、発注率は22.3パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予定量	R1. 9. 30現在	比較 (%)	備考
給水戸数 (戸)	12, 837	12, 940	12, 939	100. 0	
総給水量 (立方メートル)	3, 160, 314	3, 223, 000	1, 504, 086	46. 7	
1日平均給水量 (立方メートル)	8, 658	8, 806	8, 219	93. 3	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
<b>収入</b>					
事業収益	<b>896, 175</b>	<b>881, 389</b>	<b>403, 659</b>	<b>45. 8</b>	
営業収益	773, 266	794, 639	372, 590	46. 9	
給水収益	749, 406	773, 402	360, 724	46. 6	水道使用料
手数料収益	2, 615	1, 632	1, 089	66. 7	設計審査竣工検査手数料など
他会計負担金	20, 943	19, 605	9, 803	50. 0	
その他営業収益	302	0	974	皆増	
営業外収益	96, 423	86, 750	31, 069	35. 8	
受託工事収益	28, 403	23, 988	0	0. 0	
受取利息	660	580	200	34. 5	定期預金利息
長期前受金戻入	62, 922	61, 635	30, 817	50. 0	
雑収益	4, 438	547	52	9. 5	
特別利益	26, 486	0	0	-	
固定資産売却益	8, 795	0	0	-	
その他	17, 691	0	0	-	
<b>支出</b>					
事業費用	<b>787, 716</b>	<b>806, 255</b>	<b>304, 019</b>	<b>37. 7</b>	
営業費用	694, 829	697, 696	279, 630	40. 1	
浄水費	104, 515	111, 030	37, 352	33. 6	
給配水費	121, 268	134, 324	32, 691	24. 3	
業務費	38, 584	42, 367	13, 670	32. 3	
総係費	49, 203	55, 015	19, 096	34. 7	
減価償却費	346, 919	351, 960	175, 321	49. 8	
資産減耗費	8, 816	3, 000	1, 500	50. 0	固定資産除却費
資産減耗費 (繰越)	25, 524	0	0	-	
営業外費用	92, 887	106, 399	24, 389	22. 9	
受託工事費	7, 303	23, 988	0	0. 0	
支払利息及び企業債取扱諸費	51, 586	47, 019	24, 021	51. 1	企業債利子償還金
消費税及び地方消費税	27, 776	29, 669	0	0. 0	
雑支出	6, 222	5, 723	368	6. 4	
予備費	0	2, 160	0	0. 0	
収支差額	<b>108, 459</b>	<b>75, 134</b>	<b>99, 640</b>		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
<b>収入</b>					
資本的収入	<b>33, 257</b>	<b>9, 460</b>	<b>8, 330</b>	<b>88. 1</b>	
固定資産売却代金	1, 561	0	0	-	
加入金	29, 637	9, 460	8, 330	88. 1	
他会計負担金	2, 059	0	0	-	
<b>支出</b>					
資本的支出	<b>397, 077</b>	<b>389, 054</b>	<b>98, 223</b>	<b>25. 2</b>	
建設改良費	207, 667	209, 941	9, 179	4. 4	
浄水施設改良費	2, 554	0	0	-	
配水施設改良費	136, 202	143, 436	9, 179	6. 4	
配水施設改良費 (繰越)	62, 029	63, 638	0	0. 0	
固定資産購入費	6, 882	2, 867	0	0. 0	
企業債償還金	189, 410	179, 113	89, 044	49. 7	企業債元金償還金
収支差額	<b>△ 363, 820</b>	<b>△ 379, 594</b>	<b>△ 89, 893</b>		内部留保資金で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
給水戸数(戸)	12,886	12,939	53	0.4	
総給水量(立方メートル)	1,535,404	1,504,086	△ 31,318	△ 2.0	
1日平均給水量(立方メートル)	8,390	8,219	△ 171	△ 2.0	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	水道使用料	364,040	360,724	△ 3,316	△ 0.9
	手数料収益	1,427	1,089	△ 338	△ 23.7
	他会計負担金	0	9,803	9,803	皆増
	その他営業収益	35	974	939	2682.9
	合計	365,502	372,590	7,088	1.9

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	浄水費	37,472	37,352	△ 120	△ 0.3
	給配水費	28,810	32,691	3,881	13.5
	業務費	15,893	13,670	△ 2,223	△ 14.0
	総係費	20,069	19,096	△ 973	△ 4.8
	減価償却費	173,459	175,321	1,862	1.1
	資産減耗費	0	1,500	1,500	皆増
	資産減耗費(繰越)	23,289	0	△ 23,289	-
	合計	298,992	279,630	△ 19,362	△ 6.5

(4) 建設改良費の状況 (R1.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
配水施設改良費	95,718	27,404	△ 68,314	28.6	配水管布設替など
配水施設改良費(繰越)	27,282	0	△ 27,282	0.0	配水管布設替など
合計	123,000	27,404	△ 95,596	22.3	

※工事請負費のみ



# 令和元年度

## 綾部市下水道事業会計上期業務報告書

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

## 1 事業の概要

- (1) 業務量について、水洗化戸数は10,524戸で、前年同期に比べ444戸増加しました。総排水量は1,179千立方メートルで、前年同期に比べ30千立方メートル、2.6パーセント増加しました。令和元年度の総排水予定量は2,304千立方メートルに対する執行率は、51.2パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額1,274,228千円（予算額1,876,008千円）で執行率67.9パーセント、支出では、執行額822,583千円（予算額1,931,920千円）で執行率42.6パーセント、収支差額は、451,645千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額209,360千円（予算額1,489,939千円）で執行率14.1パーセント、支出では、執行額501,713千円（予算額1,876,585千円）で執行率26.7パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、333,564千円（予算額724,701千円）、発注率は46.0パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予定量	R1. 9. 3 0現在	比較 (%)	備考
水洗化戸数 (戸)	10,636	10,860	10,524	96.9	
年間総排水量 (千立方メートル)	2,341	2,304	1,179	51.2	
1日平均排水量 (立方メートル)	6,413	6,295	6,442	102.3	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
<b>収入</b>					
事業収益	—	<b>1,876,008</b>	<b>1,274,228</b>	<b>67.9</b>	
営業収益	—	486,022	208,041	42.8	
使用料収入	—	471,546	206,455	43.8	下水道使用料
他会計負担金	—	11,646	0	0.0	
その他営業収益	—	2,830	1,586	56.0	確認申請審査手数料など
営業外収益	—	1,389,986	1,066,187	76.7	
受取利息及び配当金	—	277	0	0.0	定期預金利息
他会計補助金	—	780,632	756,460	96.9	一般会計補助金
補助金	—	5,929	2,160	36.4	
加入金及び負担金	—	51,571	40,369	78.3	
消費税及び地方消費税還付金	—	4	0	0.0	
長期前受金戻入	—	532,816	266,408	50.0	
雑収益	—	18,757	790	4.2	
<b>支出</b>					
事業費用	—	<b>1,931,920</b>	<b>822,583</b>	<b>42.6</b>	
営業費用	—	1,660,177	699,663	42.1	
管渠費	—	52,590	17,920	34.1	
処理場費	—	349,309	134,678	38.6	
浄化槽費	—	218,518	58,076	26.6	
雨水事業費	—	8,493	1,463	17.2	
総係費	—	88,959	16,372	18.4	
減価償却費	—	942,308	471,154	50.0	
営業外費用	—	261,252	115,429	44.2	
支払利息及び企業債取扱諸費	—	234,885	114,408	48.7	
消費税及び地方消費税	—	5,569	411	7.4	
雑支出	—	20,798	610	2.9	
特別損失	—	7,491	7,491	100.0	
その他特別損失	—	7,491	7,491	100.0	
予備費	—	3,000	0	0.0	
収支差額	—	<b>△ 55,912</b>	<b>451,645</b>		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
<b>収入</b>					
資本的収入	—	<b>1,489,939</b>	<b>209,360</b>	<b>14.1</b>	
企業債	—	700,600	0	0.0	
企業債 (繰越)	—	204,100	0	0.0	
他会計出資金	—	135,638	60,000	44.2	
他会計補助金	—	100,901	83,540	82.8	
国庫補助金	—	177,572	0	0.0	
国庫補助金 (繰越)	—	73,149	0	0.0	
分担金及び負担金	—	41,359	9,200	22.2	
基金繰入金	—	56,620	56,620	100.0	
<b>支出</b>					
資本的支出	—	<b>1,876,585</b>	<b>501,713</b>	<b>26.7</b>	
建設改良費	—	997,139	86,579	8.7	
下水道施設整備費	—	601,774	20,671	3.4	
下水道施設整備費 (繰越)	—	237,372	65,689	27.7	
雨水処理費	—	72,000	0	0.0	
雨水処理費 (繰越)	—	85,733	0	0.0	
固定資産購入費	—	260	219	84.2	
企業債償還金	—	834,934	415,133	49.7	企業債元金償還金
基金積立金	—	44,512	1	0.0	
収支差額	—	<b>△ 386,646</b>	<b>△ 292,353</b>		損益勘定留保資金で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
水洗化戸数 (戸)	10,080	10,524	444	4.4	
年間総排水量 (千立方メートル)	1,149	1,179	30	2.6	
1日平均排水量 (立方メートル)	6,278	6,442	164	2.6	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	使用料収入	—	206,455	206,455	皆増
	他会計負担金	—	0	0	皆増
	その他営業収益	—	1,586	1,586	皆増
	合計	—	208,041	208,041	皆増

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	管渠費	—	17,920	17,920	皆増
	処理場費	—	134,678	134,678	皆増
	浄化槽費	—	58,076	58,076	皆増
	雨水事業費	—	1,463	1,463	皆増
	総係費	—	16,372	16,372	皆増
	減価償却費	—	471,154	471,154	皆増
	合計	—	699,663	699,663	皆増

(4) 建設改良費の状況 (R1.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
下水道施設整備費	521,159	174,876	△ 346,283	33.6	
下水道施設整備費 (繰越)	203,542	158,688	△ 44,854	78.0	
合計	724,701	333,564	△ 391,137	46.0	

※工事請負費のみ

# 令和元年度

## 綾部市病院事業会計上期業務報告書

(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)

## 1 事業の概要

- (1) 患者数について、入院患者数は32,977人で、前年同期に比べ730人、2.3パーセント増加しました。一日平均患者数は180.2人で、前年同期に比べ4.0人、2.3パーセント増加しました。外来患者数は73,783人で、前年同期に比べ2,708人、3.8パーセント増加しました。一日平均患者数は604.8人で、前年同期に比べ27.0人、4.7パーセント増加しました。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額3,350,019千円（予算額6,507,205千円）で執行率51.5パーセント、支出では、執行額3,385,128千円（予算額6,610,509千円）で執行率51.2パーセント、収支差額は、△35,109千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額14,300千円（予算額28,600千円）で執行率50.0パーセント、支出では、執行額79,924千円（予算額466,485千円）で執行率17.1パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、10,233千円（予算額308,933千円）、発注率は3.3パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

(単位：人)

区分		前年度	予定量	R1.9.30現在	比較(%)	備考
年間患者数	入院	64,876	64,782	32,977	50.9	
	外来	143,626	140,054	73,783	52.7	
一日平均患者数	入院	177.7	177.0	180.2	101.8	
	外来	591.1	586.0	604.8	103.2	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率(%)	備考	
収入	病院事業収益	<b>6,563,010</b>	<b>6,507,205</b>	<b>3,350,019</b>	<b>51.5</b>	
	医業収益	6,370,661	6,301,020	3,246,223	51.5	
	入院収益	3,166,833	3,167,839	1,589,929	50.2	
	外来収益	2,923,906	2,885,112	1,537,016	53.3	
	その他医業収益	279,922	248,069	119,278	48.1	室料差額、医療相談、文書料など
	うち一般会計負担金	75,160	44,874	22,437	50.0	
	医業外収益	133,720	147,925	75,315	50.9	
	受取利息及びび配当金	2,039	1,979	1,260	63.7	定期預金利息、有価証券利息
	補助金	15,228	16,221	8,110	50.0	地域医療確保研修・研究事業費補助金など
	他会計負担金	60,463	78,026	39,013	50.0	一般会計負担金(企業債利息など)
	長期前受金戻入	38,586	36,635	18,317	50.0	
	その他医業外収益	17,404	15,064	8,615	57.2	宿舎貸与料など
	訪問看護事業収益	57,758	57,260	28,481	49.7	
	訪問看護事業収益	50,064	50,152	24,537	48.9	
	居宅介護支援事業収益	7,694	7,108	3,944	55.5	
	特別利益	871	1,000	0	0.0	
過年度損益修正益	871	1,000	0	0.0		
支出	病院事業費用	<b>6,561,145</b>	<b>6,610,509</b>	<b>3,385,128</b>	<b>51.2</b>	
	医業費用	6,402,387	6,473,081	3,303,297	51.0	
	給与費	17,278	17,691	7,244	40.9	職員給料、手当、法定福利費など
	経費	6,037,437	6,086,096	3,107,027	51.1	
	うち交付金	5,993,765	6,041,727	3,084,842	51.1	公社管理運営、病院診療
	減価償却費	339,027	369,194	184,597	50.0	建物、器械備品など
	資産減耗費	8,645	100	4,429	4,429.0	固定資産除却
	医業外費用	79,764	79,788	39,518	49.5	
	支払利息及び企業債取扱諸費	38,637	35,351	18,062	51.1	企業債利息償還金
	長期前払消費税償却	25,387	27,172	13,586	50.0	
	消費税及び地方消費税	15,740	17,265	7,870	45.6	
	訪問看護事業費用	52,212	55,640	26,319	47.3	
	訪問看護事業等交付金	52,212	55,640	26,319	47.3	公社管理運営、病院診療(訪問看護事業分)
	特別損失	26,782	1,000	15,994	1,599.4	
	過年度損益修正損	13,032	1,000	11,452	1,145.2	過年度収益の減
	その他特別損失	13,750	0	4,542	皆増	公社貸付資金免除(奨学金)
予備費	0	1,000	0	0.0		
収支差額	<b>1,865</b>	<b>△ 103,304</b>	<b>△ 35,109</b>			

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率(%)	備考	
収入	資本的収入	<b>47,486</b>	<b>28,600</b>	<b>14,300</b>	<b>50.0</b>	
	出資金	45,673	27,100	13,550	50.0	一般会計出資金(企業債元金)
	投資償還収入	1,275	1,500	750	50.0	
	府補助金	538	0	0	0.0	
支出	資本的支出	<b>371,656</b>	<b>466,485</b>	<b>79,924</b>	<b>17.1</b>	
	建設改良費	222,859	308,933	10,233	3.3	
	病院建設整備費	222,859	308,933	10,233	3.3	医療機器、空調設備改修設計委託など
	企業債償還金	128,903	130,864	65,046	49.7	企業債元金償還金
投資	19,894	26,688	4,645	17.4	公社貸付資金(奨学金)	
収支差額	<b>△ 324,170</b>	<b>△ 437,885</b>	<b>△ 65,624</b>		内部留保資金で補てん	

3 経営状況

(1) 業務量

区 分		平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
入院	4～9月(人)	32,247	32,977	730	2.3	
	診療日数(日)	183	183	0	0.0	
	1日当たり(人)	176.2	180.2	4.0	2.3	
外来	4～9月(人)	71,075	73,783	2,708	3.8	
	診療日数(日)	123	122	△ 1	△ 0.8	
	1日当たり(人)	577.8	604.8	27.0	4.7	

(2) 医業収益

(税込)

区 分		平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	入院収益(千円)	1,558,117	1,589,929	31,812	2.0	
	診療単価(円)	48,318	48,213	△ 105	△ 0.2	
	外来収益(千円)	1,443,520	1,537,016	93,496	6.5	
	診療単価(円)	20,310	20,832	522	2.6	
	その他医業収益(千円)	136,466	119,278	△ 17,188	△ 12.6	
	合計	3,138,103	3,246,223	108,120	3.4	

(3) 医業費用

(単位：千円、税込)

区 分		平成30年度	令和元年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	給与費	7,346	7,244	△ 102	△ 1.4	
	経費	3,014,355	3,107,027	92,672	3.1	
	減価償却費	173,746	184,597	10,851	6.2	
	資産減耗費	4,323	4,429	106	2.5	
	合計	3,199,770	3,303,297	103,527	3.2	

(4) 建設改良費の状況 (R1.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
病院建設整備費	308,933	10,233	△ 298,700	3.3	医療機器など
合計	308,933	10,233	△ 298,700	3.3	



綾部市告示第 2 1 7 号

綾部市創生有識者会議設置要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 2 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 その職につき委嘱又は任命される委員の任期は、その職の在職期間とする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この告示は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 27 号

庁 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 12 月 24 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

綾部市現業職員給与規程（昭和 36 年綾部市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

## 現業職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000
	3	148,400	199,100	234,600	267,800
	4	149,500	200,900	236,200	269,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600
	6	151,700	204,200	239,300	273,400
	7	152,800	206,000	240,800	275,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200
	9	154,900	209,400	243,500	279,200
	10	156,300	211,200	245,000	281,200
	11	157,600	213,000	246,600	283,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000
	14	161,600	218,000	250,800	288,900
	15	163,100	219,700	252,100	290,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400
	18	167,400	224,900	256,500	296,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500
	20	170,400	228,100	260,000	300,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400
	22	174,400	231,200	263,300	304,500
	23	177,000	232,800	264,900	306,500
	24	179,600	234,400	266,500	308,600
	25	182,200	235,400	268,400	310,300
	26	183,900	236,900	270,200	312,400
	27	185,500	238,300	271,900	314,400
	28	187,200	239,500	273,600	316,400
	29	188,700	240,700	275,300	318,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100
	31	192,200	242,900	278,800	322,200
	32	193,900	244,100	280,300	324,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500
	34	196,900	246,400	283,700	327,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400
	36	199,900	248,900	287,400	331,500
	37	201,200	249,800	289,000	333,400
	38	202,500	251,100	290,700	335,300
	39	203,700	252,300	292,500	337,300
	40	205,000	253,600	294,300	339,200

	41	206,300	255,000	295,800	341,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800
	44	210,200	258,800	300,600	346,700
	45	211,300	260,000	302,200	348,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600
	47	213,900	262,500	305,500	351,100
	48	215,200	263,600	307,200	352,600
	49	216,300	264,700	308,100	354,200
	50	217,400	265,800	309,600	355,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200
	52	219,500	268,400	312,700	357,200
	53	220,600	269,400	314,300	358,100
	54	221,600	270,500	315,900	359,200
	55	222,500	271,800	317,500	360,100
	56	223,500	273,100	319,000	361,200
	57	223,800	274,000	320,500	362,100
	58	224,600	275,000	321,700	362,800
	59	225,400	275,900	322,900	363,500
	60	226,100	277,000	324,100	364,200
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600
	62	227,800	279,100	325,700	365,200
	63	228,600	280,000	326,500	365,900
	64	229,400	281,000	327,300	366,600
	65	230,100	281,500	328,200	366,900
	66	230,800	282,400	328,600	367,600
	67	231,700	283,100	329,300	368,300
	68	232,700	284,000	330,100	369,000
	69	233,400	285,000	330,900	369,300
	70	234,000	285,800	331,600	369,900
	71	234,500	286,600	332,300	370,600
	72	235,200	287,400	333,000	371,200
	73	236,000	288,200	333,500	371,500
	74	236,600	288,700	334,100	372,100
75	237,200	289,100	334,600	372,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	

## 訓令甲

	85	243,500	292,100	339,100	377,700
	86	244,200	292,400	339,500	378,200
	87	244,900	292,700	340,000	378,600
	88	245,600	293,100	340,400	379,000
	89	246,100	293,400	340,700	379,400
	90	246,600	293,800	341,100	379,900
	91	246,900	294,100	341,600	380,300
	92	247,300	294,500	342,000	380,700
	93	247,600	294,700	342,200	381,000
	94		294,900	342,600	381,300
	95		295,200	343,100	381,600
	96		295,600	343,500	381,900
	97		295,800	343,700	382,200
	98		296,100	344,100	382,500
	99		296,500	344,500	382,800
	100		296,900	344,800	383,100
	101		297,100	345,100	383,400
	102		297,400	345,500	
	103		297,800	345,900	
	104		298,100	346,300	
	105		298,300	346,800	
	106		298,600	347,200	
	107		299,000	347,600	
	108		299,300	348,000	
	109		299,500	348,500	
	110		299,900	348,900	
	111		300,300	349,200	
	112		300,600	349,500	
	113		300,800	350,000	
	114		301,000		
	115		301,300		
	116		301,700		
	117		301,900		
	118		302,100		
	119		302,400		
	120		302,700		
	121		303,100		
	122		303,300		
	123		303,600		
	124		303,900		
	125		304,200		
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の綾部市現業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(号給の切替)

- 2 平成31年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1に掲げられている職務の級であるものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第1の新号給欄に定める号給とする。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の綾部市現業職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給、給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、市長が定める。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、綾部市一般職職員の例による。

附則別表第 1

1 級	
旧号給	新号給
2 1	1
2 2	2
2 3	3
2 4	4
2 5	5
2 6	6
2 7	7
2 8	8
2 9	9
3 0	1 0
3 1	1 1
3 2	1 2
3 3	1 3
3 4	1 4
3 5	1 5
3 6	1 6
3 7	1 7
3 8	1 8
3 9	1 9
4 0	2 0
4 1	2 1
4 2	2 2
4 3	2 3
4 4	2 4
4 5	2 5
4 6	2 6
4 7	2 7
4 8	2 8
4 9	2 9
5 0	3 0
5 1	3 1
5 2	3 2
5 3	3 3
5 4	3 4
5 5	3 5

5 6	3 6
5 7	3 7
5 8	3 8
5 9	3 9
6 0	4 0
6 1	4 1
6 2	4 2
6 3	4 3
6 4	4 4
6 5	4 5
6 6	4 6
6 7	4 7
6 8	4 8
6 9	4 9
7 0	5 0
7 1	5 1
7 2	5 2
7 3	5 3
7 4	5 4
7 5	5 5
7 6	5 6
7 7	5 7
7 8	5 8
7 9	5 9
8 0	6 0
8 1	6 1
8 2	6 2
8 3	6 3
8 4	6 4
8 5	6 5
8 6	6 6
8 7	6 7
8 8	6 8
8 9	6 9
9 0	7 0
9 1	7 1
9 2	7 2
9 3	7 3



9 4	7 4
9 5	7 5
9 6	7 6
9 7	7 7
9 8	7 8
9 9	7 9
1 0 0	8 0
1 0 1	8 1
1 0 2	8 2
1 0 3	8 3
1 0 4	8 4
1 0 5	8 5
1 0 6	8 6
1 0 7	8 7
1 0 8	8 8
1 0 9	8 9
1 1 0	9 0
1 1 1	9 1
1 1 2	9 2
1 1 3	9 3

綾部市公告第 1 9 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 1 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

## 綾部市公告第197号

市道味方平線整備事業の市道味方平線改良工事(その1)と市道味方平線改良工事(その2)に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年12月9日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第501 150号  |
| (2) 工 事 名 | 市道味方平線改良工事(その1)<br>市道味方平線改良工事(その2)   |
| (3) 工事場所  | 綾部市味方町(別添位置図参照)  |
| (4) 工事概要  | (その1)<br>L = 120m W = 4.0m<br>伐木工 一式<br>仮設防護柵工 L = 16m<br>(その2)<br>L = 120m W = 4.0m<br>法枠工 RTフレーム工法 L = 126m<br>重力式擁壁 V = 336m <sup>3</sup><br>仮設防護柵工 L = 40m |
| (5) 予定工期  | 令和2年1月15日から<br>令和2年3月31日まで(77日間)   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月9日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,490円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月12日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年12月13日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年12月19日（木）から  
令和元年12月20日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月23日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年1月6日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月7日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年1月8日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、改良工事（その1）と改良工事（その2）を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

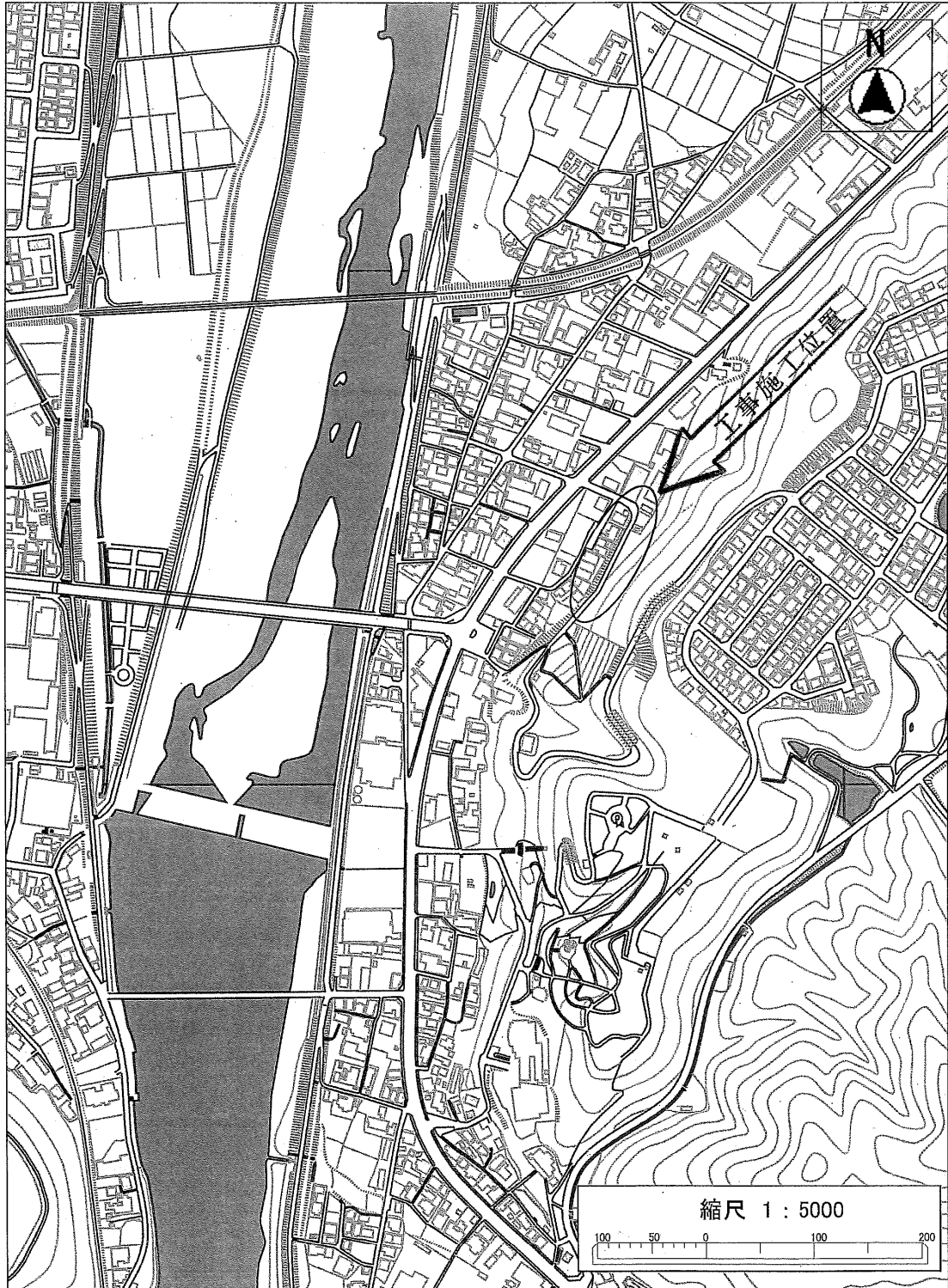
**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

A4

市道味方平線改良工事(その1)  
市道味方平線改良工事(その2)



## 綾部市公告第198号

災害に強い森づくり事業、治山工事（栗町地区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年12月9日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 151号  |
| (2) 工事名  | 治山工事（栗町地区）   |
| (3) 工事場所 | 綾部市栗町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要 | 第1号治山ダム工（コンクリート・床固工）<br>N=1基<br>L=22.00m H=4.50m V=157.9m <sup>3</sup><br>b=1.50m m=1:0.00 n=1:0.20<br>有効高=2.50m<br>第2号治山ダム工（コンクリート・谷止工）<br>N=1基<br>L=23.00m H=6.00m V=207.1m <sup>3</sup><br>b=1.50m m=1:0.10 n=1:0.20<br>有効高=4.00m |
| (5) 予定工期 | 令和2年1月15日から<br>令和2年3月31日まで（77日間）   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加

資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月9日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は970円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月12日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年12月13日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年12月19日(木)から

令和元年12月20日(金)正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月23日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年1月6日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月7日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年1月8日（水）午前9時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

#### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

#### 12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

#### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

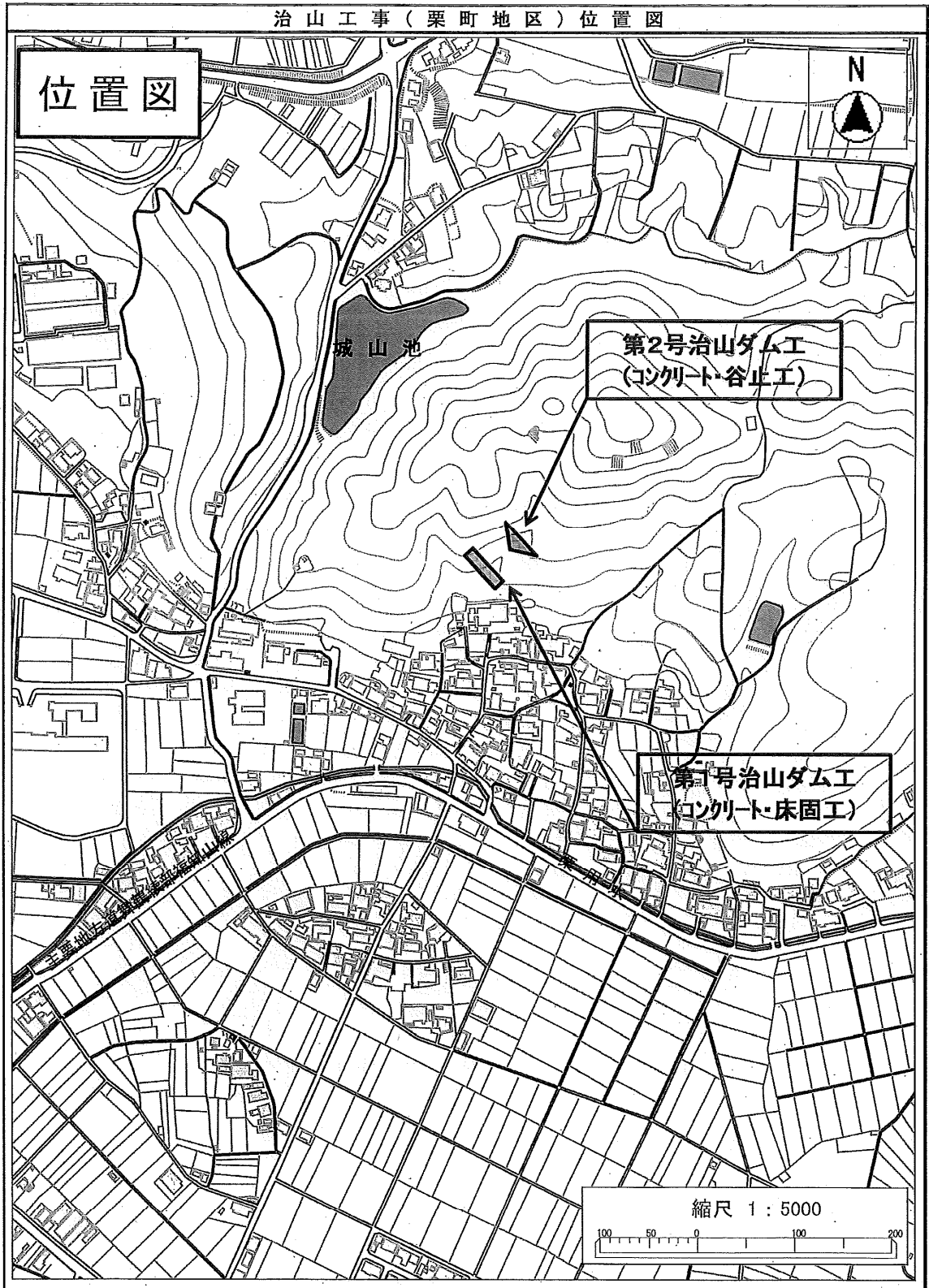
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第199号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、市道山内2号線外2川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年12月9日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第501 152号  |
| (2) 工 事 名 | 市道山内2号線外2川道路河川災害復旧工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市睦寄町外 (別添位置図参照)  |
| (4) 工事概要  | <p>山内2号線 L=12.0m W=2.6~3.0m</p> <p>小型重力式擁壁 V=5m<sup>3</sup></p> <p>法面整形工 A=23m<sup>2</sup></p> <p>植生工 A=23m<sup>2</sup></p> <p>アスファルト舗装工 A=33m<sup>2</sup></p> <p>畑口川 右岸L=5.0m</p> <p>コンクリートブロック積工 A=9m<sup>2</sup></p> <p>小口止工 N=2箇所</p> <p>すり付け工 (石積) A=5m<sup>2</sup></p> <p>縮切排水工 一式</p> <p>神子谷水路 左岸L=29.0m</p> <p>かごマット工 (5段積) A=42m<sup>2</sup></p> <p>かごマット工 (4段積) A=26m<sup>2</sup></p> <p>小口止工 N=1箇所</p> <p>すり付け工 (石積) A=2m<sup>2</sup></p> <p>筋芝 A=64m<sup>2</sup></p> |
| (5) 予定工期  | <p>令和2年1月15日から</p> <p>令和2年3月31日まで (77日間)</p>   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等

からの除外措置を受けていないこと。

(3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

(4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月9日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,360円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月12日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年12月13日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月中旬に電子入札



システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年12月19日（木）から  
令和元年12月20日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月23日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年1月6日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月7日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年1月8日（水）午前10時00分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

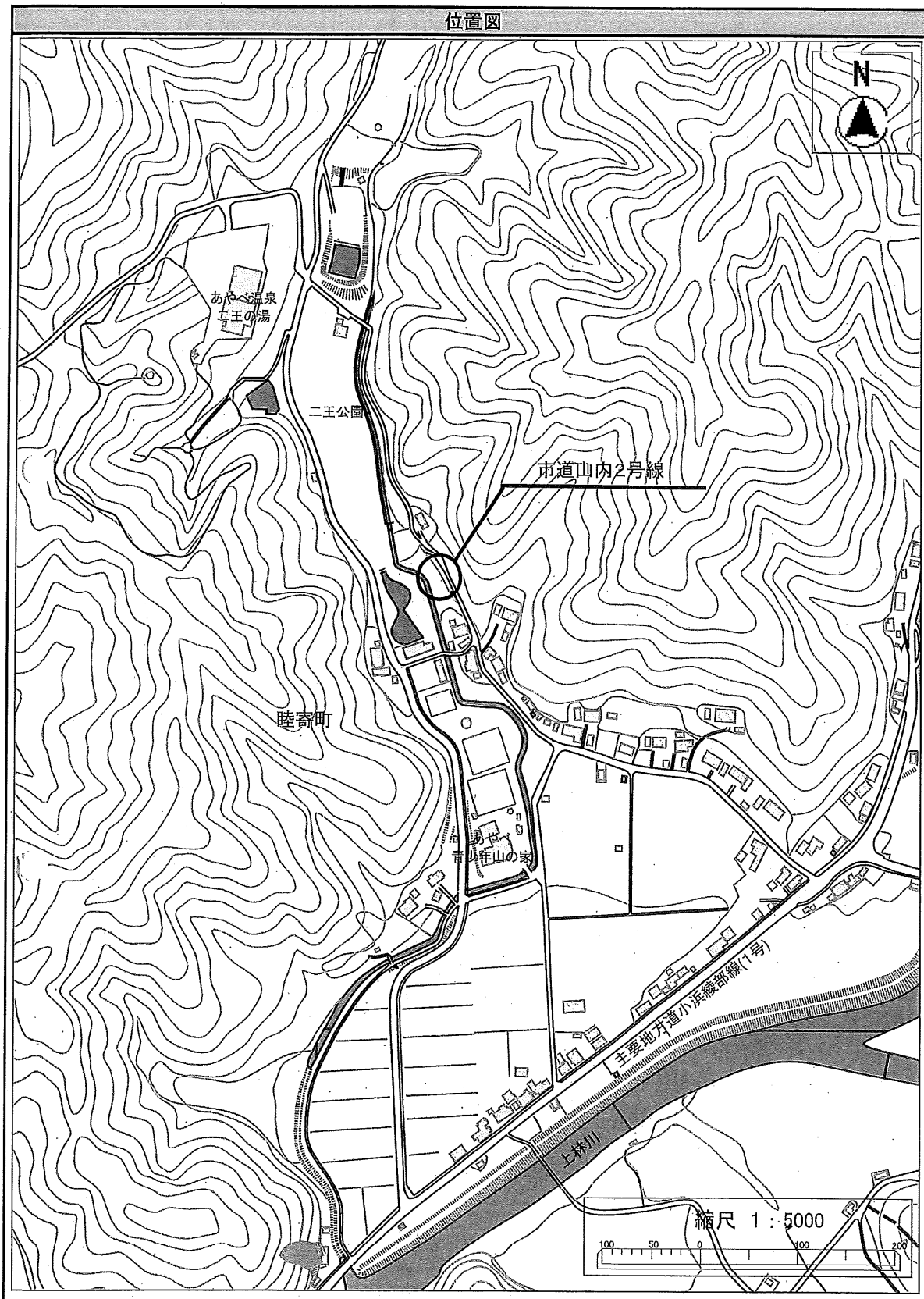
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

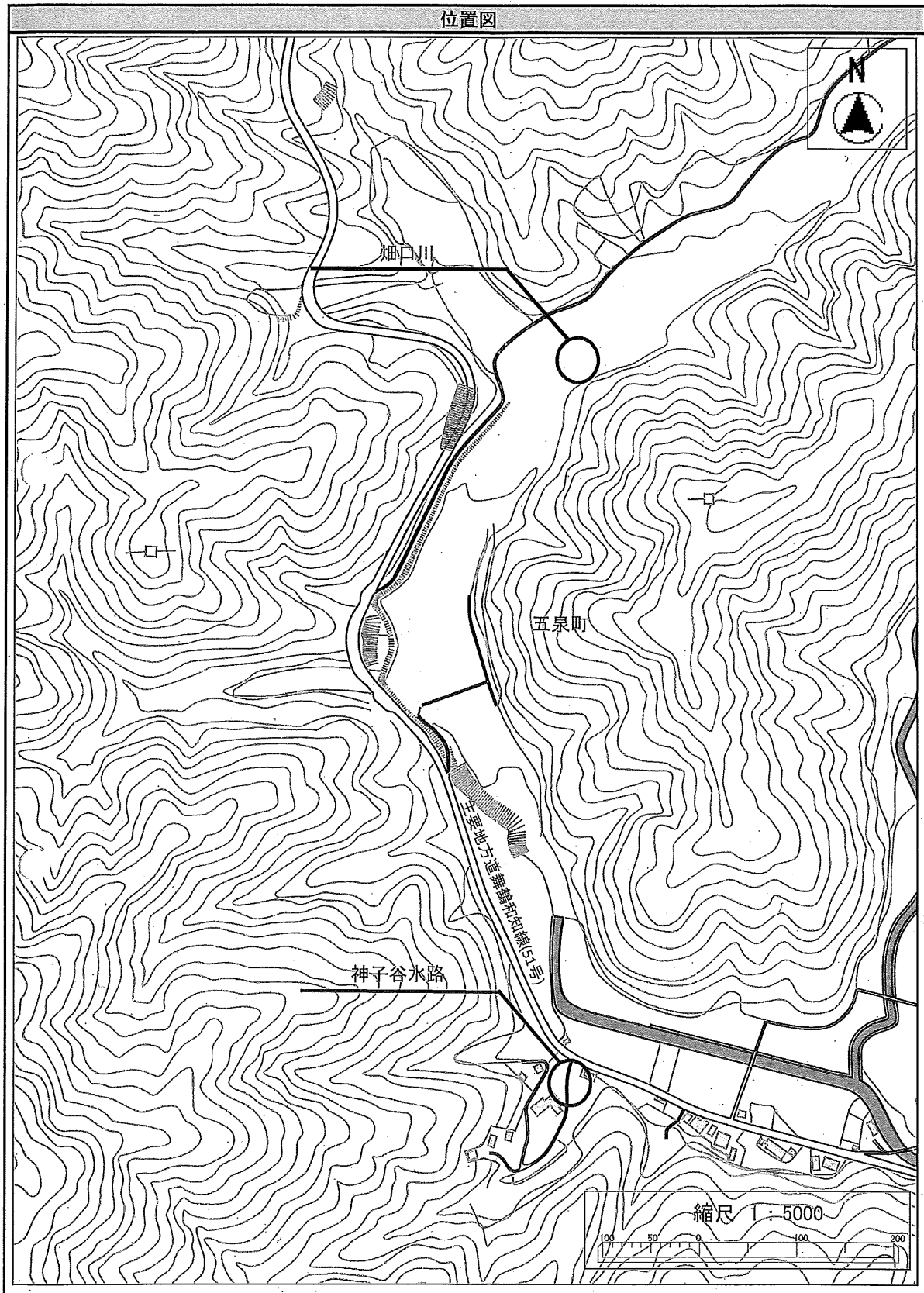
**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。







## 綾部市公告第 2 0 0 号

下水道整備事業、マンホールポンプユニット設置（1－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 1 2 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 1 1 5 8 号   |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプユニット設置（1－1）工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市青野町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | 管渠工 VP 5 0 L = 1 7 m<br>宅内ユニット設置 N = 1 箇所<br>機械・電気設備設置 N = 1 箇所 |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 月 1 5 日から<br>令和 2 年 3 月 3 1 日まで（7 7 日間）                |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月9日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,390円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月12日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年12月13日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年12月19日(木)から

令和元年12月20日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年12月23日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和2年1月6日(月) 午前9時から午後6時まで  
令和2年1月7日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年1月8日(水) 午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)



**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

# 位 置 図



マンホールポンプユニット設置 (1-1) 工事

## 綾部市公告第201号

水量水質安定的対策事業、安井橋水管橋改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年12月9日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第501 159号   |
| (2) 工 事 名 | 安井橋水管橋改修工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市中筋町外 (別添位置図参照)   |
| (4) 工事概要  | 配水管布設工<br>WEETA-13.6 W150 L=24m<br>HIVP (RRロング) φ150 L=5m<br>HIVP (RRロング) φ75 L=2m<br>仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和2年1月15日から<br>令和2年3月31日まで (77日間)   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月9日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,110円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月12日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年12月13日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年12月19日（木）から

令和元年12月20日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年12月23日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年1月6日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月7日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年1月8日（水）午前10時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様



様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第202号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和元年12月13日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第203号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和元年12月16日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和元年12月16日から令和元年8月29日まで

## 綾部市公告第 2 0 4 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（1－3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和元年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 1 1 6 0 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（1－3）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を推進工法により整備するものです。工事区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 推進管  $\phi 400$  L = 1 6 2 m  
マンホール設置工 N = 5 基
- (6) 予定工期 令和 2 年 1 月 2 8 日から  
令和 2 年 3 月 3 1 日まで（6 4 日間）

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 1 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 9 0 0 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額 5, 0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木



工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月23日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は

事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課  
契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,950円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和元年12月26日（木）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月27日（金）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で12月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和2年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年1月9日（木）から  
令和2年1月10日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年1月14日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和2年1月20日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月21日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年1月22日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、  
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

記

工事番号  
工 事 名  
工事場所  
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／JV（出資比率 %）	単体／JV（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

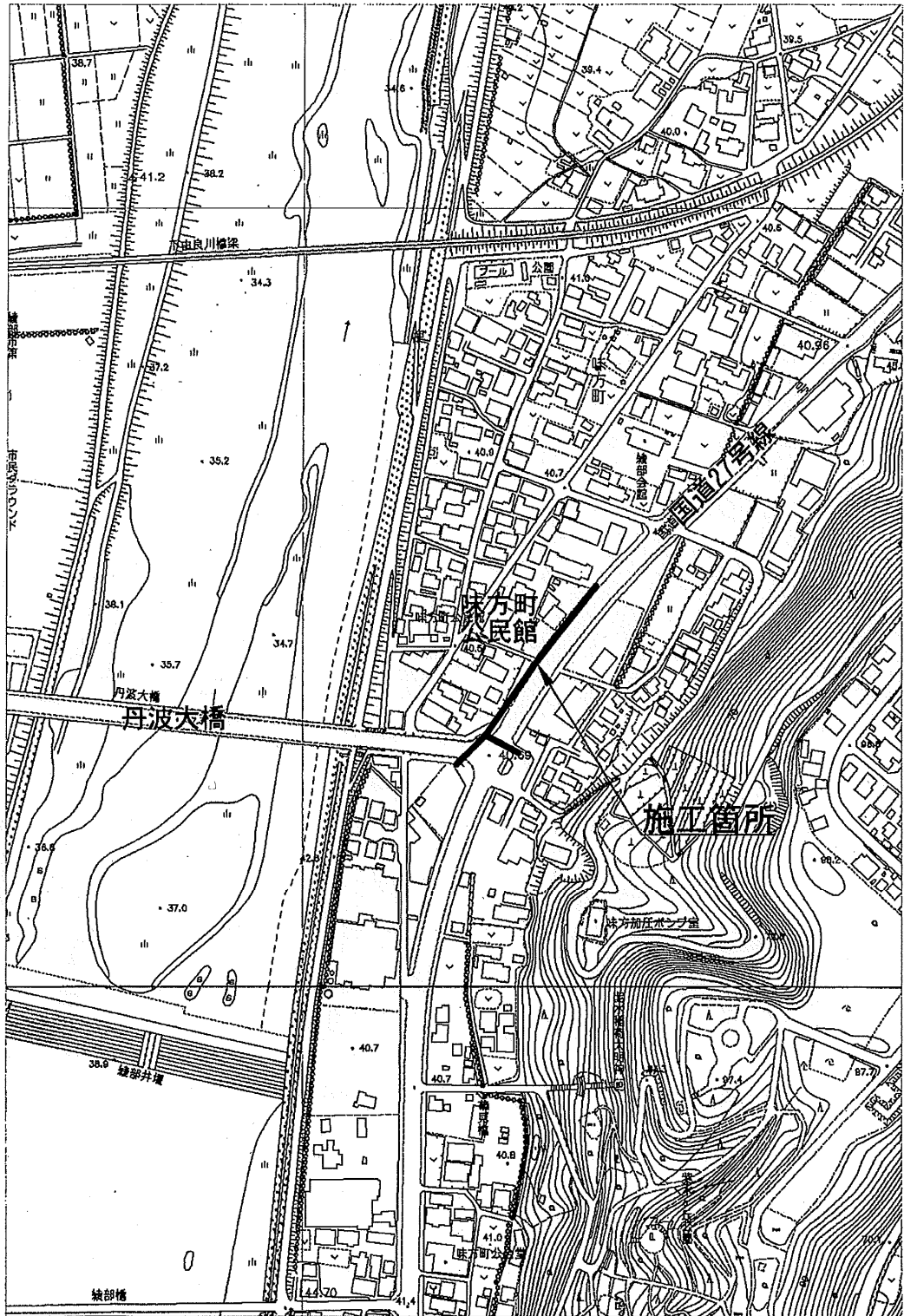


2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		.....	.....
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		.....	.....
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

# 位置図



公共下水道管渠築造（1-3）工事

## 綾部市公告第 2 0 5 号

過年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2941 号 市道黒谷線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和元年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 1 1 6 1 号
- (2) 工 事 名 30 災第 2941 号 市道黒谷線道路災害復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市八代町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、平成 3 0 年 7 月豪雨により被災した市道の復旧工事を行うものです。工事区間は生活道路となっており、通行規制を伴うため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 L = 1 4 m W = 3 . 5 ~ 5 . 7 m  
吹付法枠工 L = 6 5 2 m  
枠内吹付（植生基材吹付） A = 3 8 0 m<sup>2</sup>  
枠内吹付（モルタル吹付） A = 8 5 m<sup>2</sup>  
アンカー工 N = 5 4 本  
小割除去工 V = 1 8 m<sup>3</sup>  
防護柵撤去工 L = 8 m
- (6) 予定工期 令和 2 年 1 月 2 8 日から  
令和 2 年 3 月 3 1 日まで（6 4 日間）

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 1 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点

が 800 点以上であること。

- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 65 点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額 5,000 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。  
紙入札希望業者は、(1) の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2（6）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月23日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は3,690円です。

(2) 入札参加申請書の受付

①期間 令和元年12月26日(木)午前9時から午後6時まで  
令和元年12月27日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和2年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和2年1月9日(木)から  
令和2年1月10日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年1月14日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和2年1月20日(月)午前9時から午後6時まで  
令和2年1月21日(火)午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年1月22日(水) 午前9時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められ

た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号 .....  
2 工 事 名 .....  
3 場 所 .....  
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様



様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、  
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 稱

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／JV（出資比率 %）	単体／JV（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....



綾部市公告第 2 0 6 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（1－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和元年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 1 1 6 2 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（1－2）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴い橋梁に下水道管を添架するものです。工事場所は河川区域内の橋梁での作業となるため、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 アラミドがい装ポリエチレン管φ 2 0 0 布設工 L = 2 9 0 m  
下水道用空気弁設置工 N = 1 箇所
- (6) 予定工期 令和 2 年 1 月 2 8 日から  
令和 2 年 3 月 3 1 日まで（6 4 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 1 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 8 0 0 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額 3, 5 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の

元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなれません。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。  
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者又は監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和元年12月23日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は600円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和元年12月26日（木）午前9時から午後6時まで  
令和元年12月27日（金）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で12月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和2年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年1月9日（木）から  
令和2年1月10日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年1月14日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和2年1月20日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月21日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)



工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年1月22日(水) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱

うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、  
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

記

工事番号  
工 事 名  
工事場所  
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 稱

1 同種工事又は類似工事の施工実績

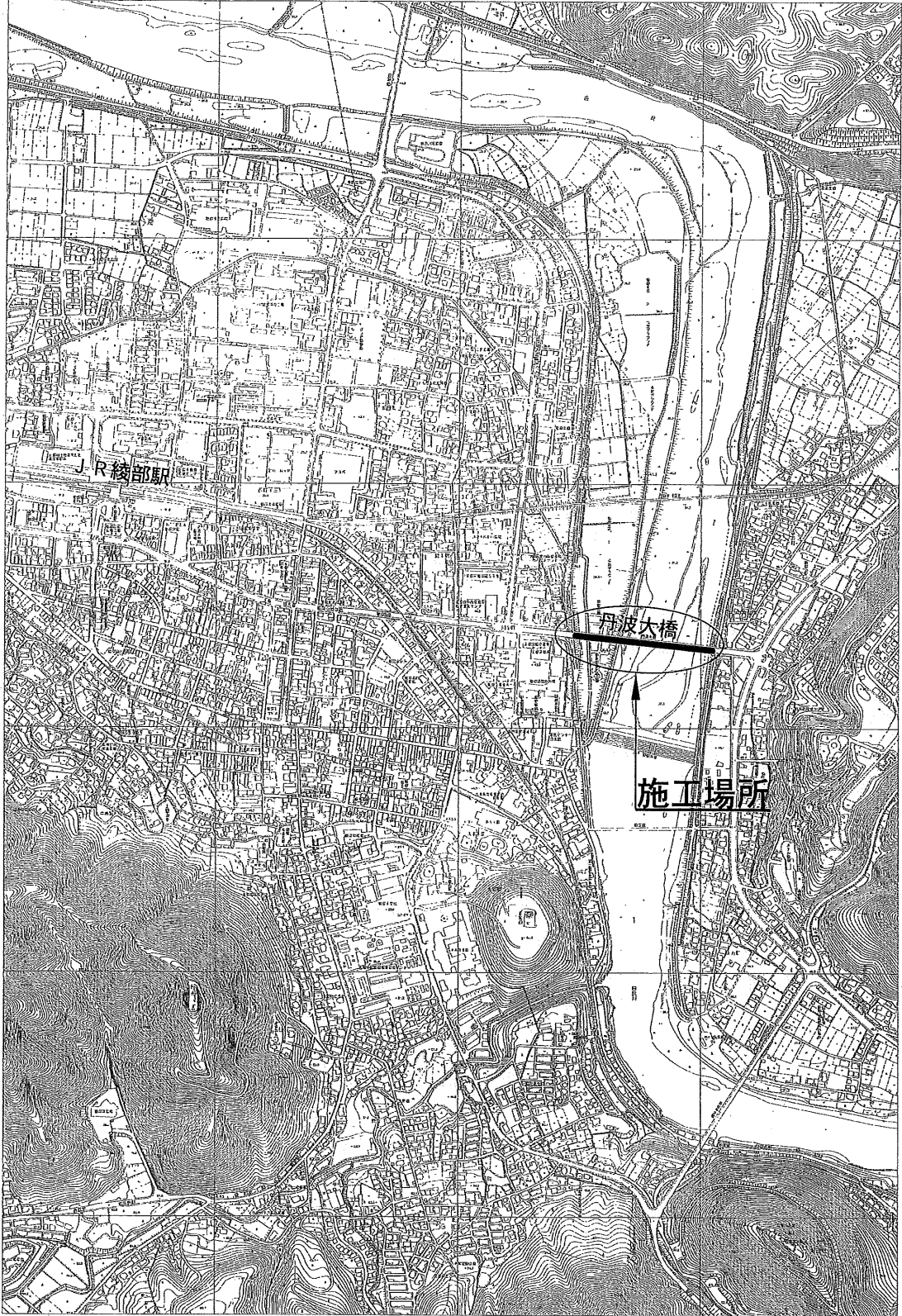
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		.....	.....
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		.....	.....
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

# 位 置 図



公共下水道管渠築造（1－2）工事



## 綾部市公告第207号

現年発生農地等災害復旧事業、崩水路・農地、出ヶ下・蓮花坊水路、高岸水路・道路、南谷農地復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年12月23日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第501 163号  |
| (2) 工 事 名 | 崩水路・農地、出ヶ下・蓮花坊水路、高岸水路・道路、南谷農地復旧工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市上杉町外 (別添位置図参照)  |
| (4) 工事概要  | 崩水路 L = 30.0 m<br>土砂浚渫工 V = 9 m <sup>3</sup><br>崩農地 A = 0.01 ha<br>土砂浚渫工 V = 34 m <sup>3</sup><br>出ヶ下水路 L = 50.0 m<br>土砂浚渫工 V = 25 m <sup>3</sup><br>蓮花坊水路 L = 31.0 m<br>土砂浚渫工 V = 238 m <sup>3</sup><br>倒木撤去工 V = 7 m <sup>3</sup><br>高岸水路 L = 59.4 m<br>土砂浚渫工 V = 79 m <sup>3</sup><br>高岸道路 L = 18.2 m<br>ふとん籠工 (平積) L = 18.0 m<br>南谷農地 L = 8.0 m<br>ふとん籠工 (2段積) L = 8.0 m |
| (5) 予定工期  | 令和2年1月28日から<br>令和2年3月31日まで (64日間)  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単

体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月23日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は410円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月26日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年12月27日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年1月上旬に電子入札シ

システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年1月 9日（木）から  
令和2年1月10日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年1月14日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年1月20日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月21日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年1月22日（水）午前10時15分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

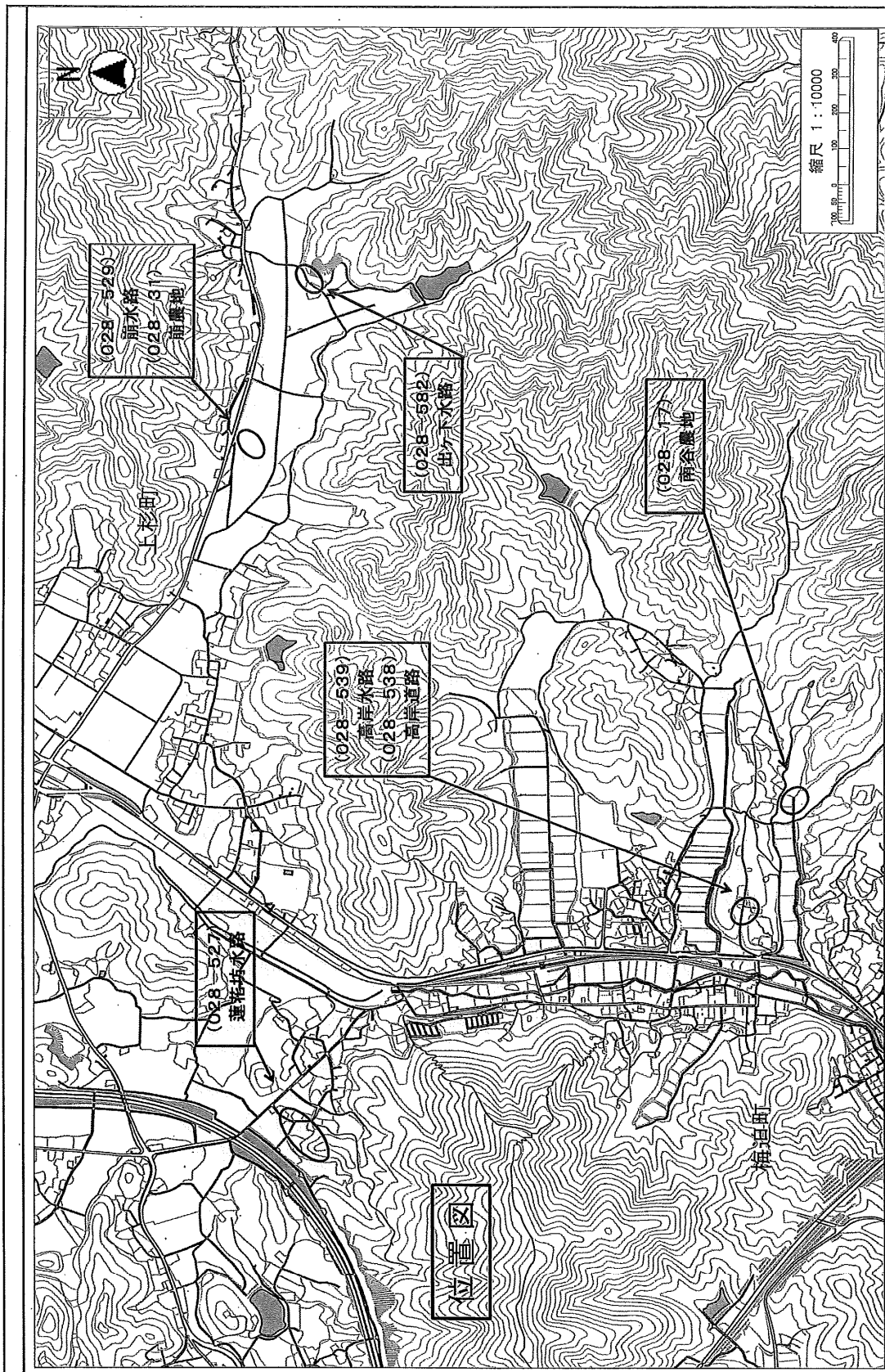
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)



- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第208号

現年発生農地等災害復旧事業、尻坂水路・道路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年12月23日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第501 164号   |
| (2) 工 事 名 | 尻坂水路・道路復旧工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市位田町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | 尻坂水路 L = 363.3 m<br>土砂浚渫工 V = 123 m <sup>3</sup> 、盛土 V = 22 m <sup>3</sup><br>倒木撤去工 V = 9 m <sup>3</sup><br>尻坂道路 L = 11.5 m<br>コンクリートブロック積工 L = 11.5 m A = 26 m <sup>2</sup><br>盛土復旧工 A = 27 m <sup>2</sup> |
| (5) 予定工期  | 令和2年1月28日から<br>令和2年3月31日まで（64日間）  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月23日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は680円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月26日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年12月27日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年1月9日（木）から

令和2年1月10日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年1月14日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年1月20日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月21日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年1月22日（水）午前10時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

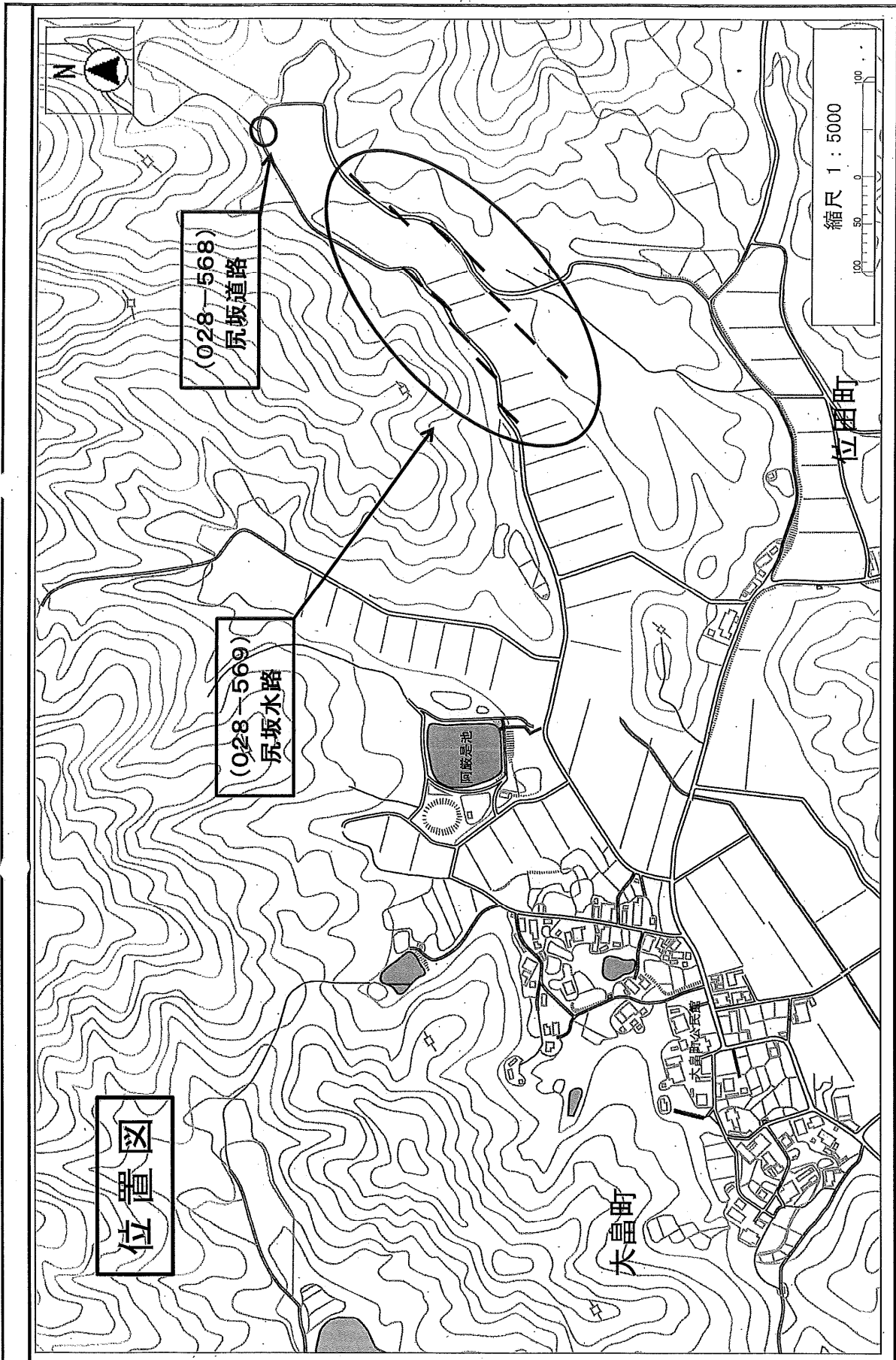
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第209号

現年発生農地等災害復旧事業、兵谷・ケンカイ農地、ハトチ水路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年12月23日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第501 165号  |
| (2) 工 事 名 | 兵谷・ケンカイ農地、ハトチ水路復旧工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市上八田町 (別添位置図参照)  |
| (4) 工事概要  | 兵谷農地 A=0.12ha<br>土砂浚渫工 V=168m <sup>3</sup><br>ケンカイ農地 L=14.0m<br>ふとん籠工(2段積) L=11.0m<br>盛土復旧工 A=21m <sup>2</sup><br>ハトチ水路 L=9.0m<br>コンクリートブロック積工 L=9.0m A=36m <sup>2</sup> |
| (5) 予定工期  | 令和2年1月28日から<br>令和2年3月31日まで(64日間)   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

## (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月23日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は410円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月26日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年12月27日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年1月9日（木）から

令和2年1月10日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年1月14日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年1月20日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月21日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年1月22日（水）午前11時00分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

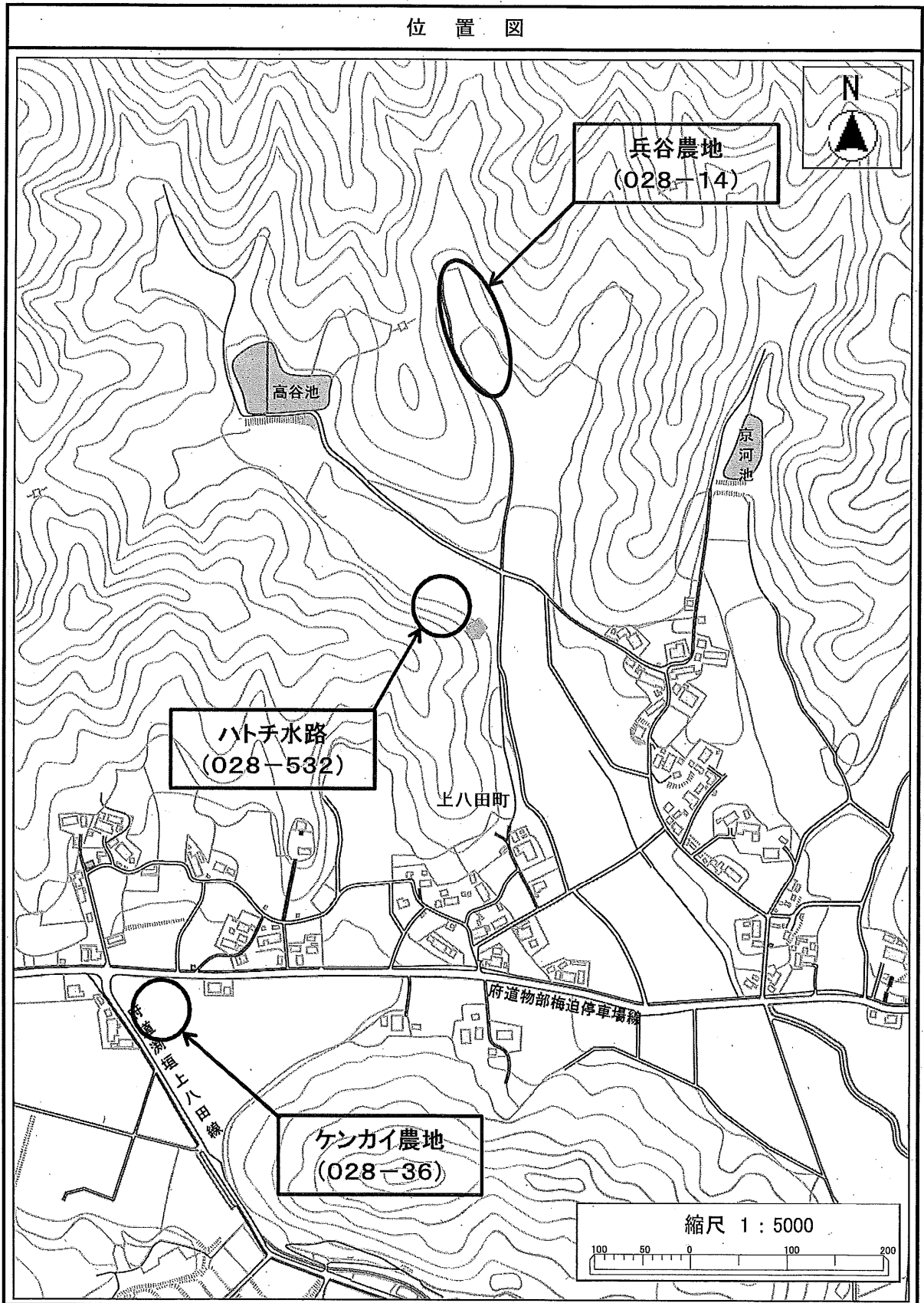
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 2 1 0 号

道路整備事業、市道繁地線外 1 線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 1 1 6 6 号  |
| (2) 工 事 名 | 市道繁地線外 1 線改良工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市鍛冶屋町 (別添位置図参照)  |
| (4) 工事概要  | L = 8 3 . 4 m W = 2 . 9 ~ 3 . 6 m<br>市道繁地線 L = 6 3 . 4 m W = 3 . 6 m<br>側溝工 L = 6 1 m<br>アスファルト舗装工 A = 6 9 m <sup>2</sup><br>市道鍛冶屋岬ヶ上線 L = 2 0 . 0 m<br>W = 2 . 9 ~ 3 . 4 m<br>側溝工 L = 1 7 m<br>アスファルト舗装工 A = 1 9 m <sup>2</sup> |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 1 月 2 8 日から<br>令和 2 年 3 月 3 1 日まで ( 6 4 日間)   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

## (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年12月23日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は980円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年12月26日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年12月27日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年1月9日（木）から

令和2年1月10日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること



としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年1月14日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

- ①日時 令和2年1月20日（月）午前9時から午後6時まで  
令和2年1月21日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和2年1月22日（水）午前11時15分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

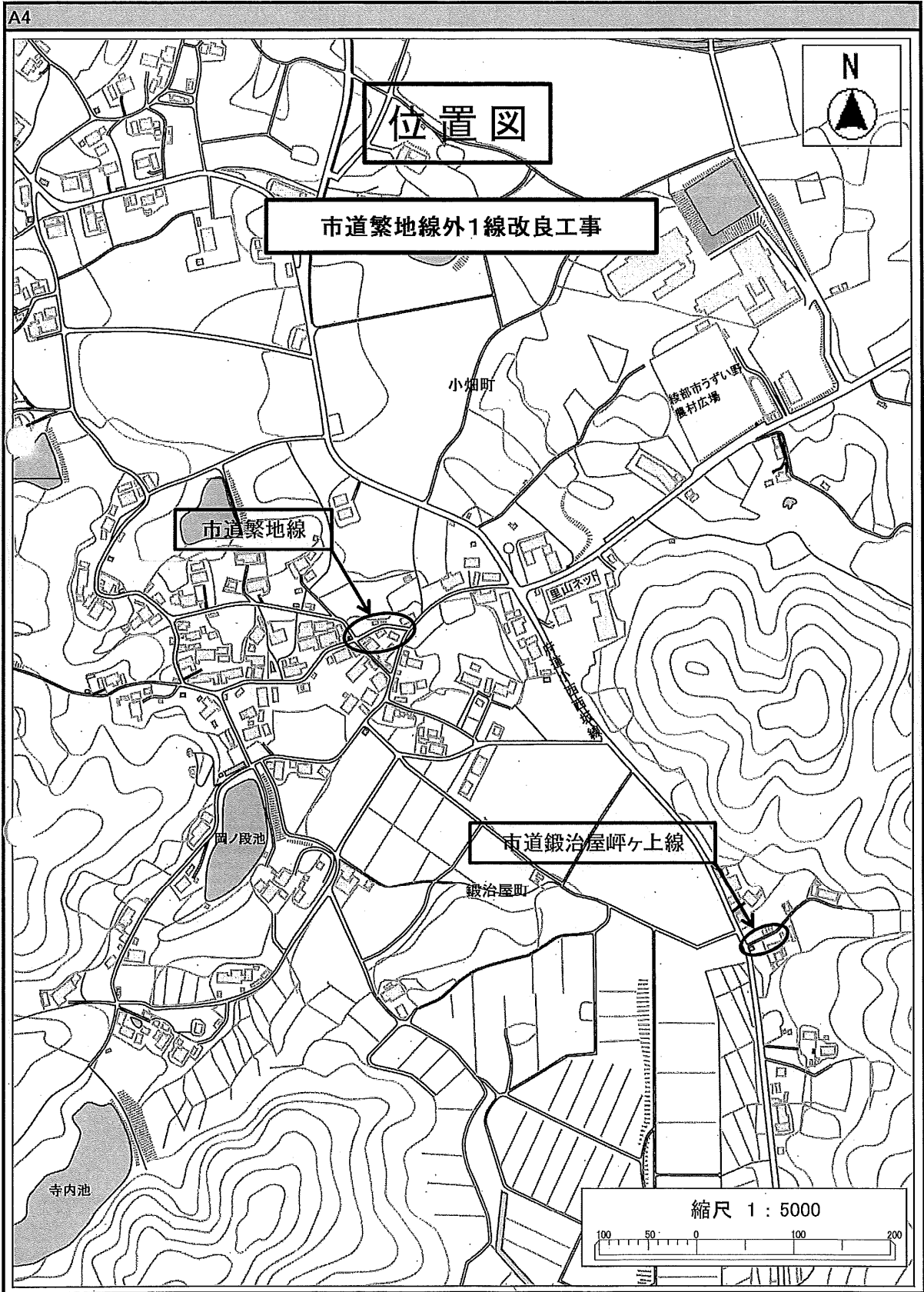
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





## 綾部市公告第211号

綾部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

綾部市の住民は、令和2年1月24日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、綾部市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和2年1月24日の翌日から起算して15日以内に綾部市にこれを申し出ることができる。

令和元年12月25日

綾部市長 山崎善也

## 1 縦覧期間

自 令和元年12月25日  
至 令和2年 1月24日

## 2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

## 3 意見書の提出先、提出方法、提出に当たっての注意事項

提出先 綾部市役所農林商工部農林課

提出方法 書面によるものとする。

- 注意事項
- (1) 個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。
  - (2) 意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
  - (3) 意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

## 4 異議の申出先、申出方法、申出に当たっての注意事項

申出先 綾部市役所 農林商工部農林課

申出方法 書面によるものとする。

注意事項 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。

- (1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称及び住所
- (2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- (3) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (6) 異議申出の年月日

綾部市上下水道事業管理規程第7号

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

綾部市長 山崎善也

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

第1条 綾部市上下水道部事務分掌規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条上水道課の項第4号中「、綾部市簡易水道審議会」を削り、同項第5号及び第7号中「及び簡易水道事業」を削り、同項第8号及び第9号中「及び簡易水道事業会計」を削り、同項第10号中「及び簡易水道事業」を削り、同項第13号及び第14号中「及び簡易水道」を削り、同項第15号から第17号まで及び第20号中「及び簡易水道事業」を削り、同項中第37号から第45号までを削り、第46号を第37号とし、第47号を第38号とする。

第2条 綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第5条上水道課の項中第37号を削り、第38号を第37号とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第 8 号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

第 1 条 綾部市企業職員給与規程（昭和 4 4 年綾部市水道課管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 9 7 . 5」に改める。  
別表第 1 を次のように改める。

別表第1

企業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		

上下水道事業管理規程

	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600	381,300			
	95		295,200	343,100	381,600			
	96		295,600	343,500	381,900			
	97		295,800	343,700	382,200			
	98		296,100	344,100	382,500			
	99		296,500	344,500	382,800			
	100		296,900	344,800	383,100			
	101		297,100	345,100	383,400			
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 綾部市企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項各号列記以外の部分中「12,000円」を「16,000円」に、「当該各号に掲げる額」を「当該各号に定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改め、同条第2項中「12,000円」を「16,000円」に、「前項に掲げる額」を「前項に定める額」に改める。

第40条第1項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第2項中「「100分の122.5」とあるのは、「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の72.5」」に改める。

第43条第1項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市企業職員給与規程（以下「第1条改正後規程」という。）別表第1の規定は平成31年4月1日から、第1条改正後規程第43条第1項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 この規程による住居手当に関する経過措置は、綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年綾部市条例第105号）の例による。

(その他)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。



綾部市上下水道事業管理規程第9号

綾部市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

綾部市長 山崎善也

綾部市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

綾部市上水道給水条例施行規程（昭和61年綾部市水道事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号ア及び第2号中「1年以内ごとに1回、定期に」を「毎年1回以上定期に」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月24日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第10号

綾部市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

綾部市長 山崎善也

綾部市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 簡易水道	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

を

」

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第 11 号

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 12 月 24 日

綾部市長 山崎 善也

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程の一部を改正する規程

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程（平成 30 年綾部市上下水道事業管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「、第 3 号若しくは第 5 号又は綾部市簡易水道条例（昭和 45 年綾部市条例第 19 号）第 16 条第 1 項第 1 号若しくは同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号」を「、第 3 号又は第 5 号」に改める。

様式第 1 号中

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道・井戸水併用
--------	---

を

」

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道・井戸水併用
--------	---

に

」

改める。

様式第 5 号中

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用 <input type="checkbox"/> 簡易水道、井戸水等併用
--------	--

を

」

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	---

に

」

改める。

様式第 8 号中

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	--

を

」

「  
使用水の種類  上水道  井戸水等  上水道、井戸水等併用  
」に

改める。

様式第13号中

「  
使用水の種類  上水道  簡易水道  井戸水等  上水道、井戸水等併用  
」を

「  
使用水の種類  上水道  井戸水等  上水道、井戸水等併用  
」に

改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第12号

綾部市農業集落排水施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

綾部市長 山崎善也

綾部市農業集落排水施設条例施行規程の一部を改正する規程

綾部市農業集落排水施設条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第11条中「、第3号若しくは第5号又は綾部市簡易水道条例（昭和45年綾部市条例第19号）第16条第1項第1号若しくは同条第2項第1号若しくは第2号」を「、第3号又は第5号」に改める。

様式第3号中

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 簡易水道	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

を

」

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

に

」

改める。

様式第8号中

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 簡易水道	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

を

」

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

に

」

改める。

様式第11号中

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用	<input type="checkbox"/> 簡易水道、井戸水等併用
--------	-------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

を

」

「

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 井戸水等	<input type="checkbox"/> 上水道、井戸水等併用
--------	-------------------------------	-------------------------------------

に

改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第11回（12月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和元年12月20日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和元年12月24日（火）午前9時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 事務連絡

綾部市選挙管理委員会告示第51号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月2日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

568人



綾部市選挙管理委員会告示第52号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月2日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

9,466人

綾部市選挙管理委員会告示第53号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和元年12月2日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

4,733人

綾部市十倉財産区告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和元年12月24日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和元年12月13日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

- 1 綾部市十倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 綾部市十倉財産区有財産（土地）の処分について  
（電源立地地域対策交付金事業）
- 3 綾部市十倉財産区有財産（土地）の処分について  
（平成30年発生土木災害復旧工事）